

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(実際費用方式に基づく平成24年度の接続料等の改定)について

(詮問第3036号)

<目 次>

1 報告書	1
2 答申書(案)	49
2 申請概要	51
3 審査結果	60

別添

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)

平成24年3月23日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

接続委員会

主査 東海 幹夫

報告書

平成24年1月23日付け諮問第3036号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(両社を指して、以下「NTT東西」という。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適當と認められる。
- 2 提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する(括弧内は別添において対応する当委員会の考え方)。
 - (1) 総務省において、移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方について、平成23年12月20日付情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」を踏まえ、具体的な検討を行うこと(考え方1)。
 - (2) NTT東西に対し、移行の進展に伴うトラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることを要請すること(考え方1)。
 - (3) NTT東西に対し、NTT東日本が平成23年度第3四半期以降に特別損失に係る見積差額を特別利益として計上する場合には、第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する観点から、平成25年度接続料の基となる接続料原価の算定において、平成24年度接続料の算定と同様、必要な減算を行うことを要請すること(考え方9)。
 - (4) NTT東西に対し、第一種指定電気通信設備の回線管理運営費に影響するシステム更改に関し、以下の事項を要請すること(考え方11)。

- ① システム更改の必要性について、接続事業者に対し合理的な説明を行うよう努めること。
- ② コストの予見性及び適正性を検証する観点から、あらかじめ必要な情報開示を行うこと。
- ③ 接続事業者においてもシステム改修等が必要になることから、新システム移行時期及び旧システムとの並行運用期間に関する協議を踏まえて検討を行うこと。

(以上)

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)
(実際費用方式に基づく平成24年度の接続料等の改定)

1. 移行期における接続料算定の在り方に係る意見

意 見	再 意 見	考 え 方 (案)
<p>意見1 メタルから光ファイバへのアクセス回線の移行の進展に伴い、メタル回線需要の減少に対応した政策的な配慮は、利用者利便性の向上や公正競争環境を維持していく上で必要不可欠となっている。このため、メタル回線に係る接続料算定の在り方に関し、関係事業者が参加して議論を行う場を設けるべき。</p> <p>○(1)移行期の接続料算定について 国内の電気通信市場は、技術革新の進展に伴い市場を拡大すると共に、コアネットワーク構造は従来の PSTN から IP 網へ移行し、IP 化したネットワークを利用した通信サービスの提供においても、そのアクセス回線がメタルから光ファイバへとマイグレーションが進展しています。 しかしながら、メタル回線を利用したサービスは、光サービス提供エリア外のユーザや、国内景気の長期低迷等によりサービス価格面でメタル回線サービスに頼らざるを得ないユーザにとっては唯一のアクセス手段であることには変わりなく、依然として社会生活や経済活動の基盤を支える重要な通信サービスを担っています。 このことから、国内におけるメタル回線に係る接続料につきましては、今後、さらに利用者利便性の向上や公正競争環境を維持していく上で、メタル回線需要の減少に対応した接続料算定等についての政策的な配慮が必要不可欠なものと考えます。</p>	<p>再意見1</p> <p>○ 接続料は、実際の設備に係るコストをご負担いただく実績原価方式で算定することが基本と考えます。 今回のH24年度適用のドライカッパの接続料については、保守業務の効率化により費用が▲7.8%減少しましたが、それ以上に回線数が▲8.8%減少したため、+26円の値上げ(1,272円→1,298円)となっています。 接続料コストの大半は、当社の利用部門が負担していることから、当社として当然コスト削減努力は常にしていくものです。 しかしながら、その努力を前提としても、ドライカッパ等のレガシー系サービスについては需要減が激しく、H25年度以降も接続料が上昇していくことが想定されますが、当社のレガシー系サービスを利用する他事業者には、当社同様、利用に応じてご負担していただかざるを得ないと考えます。 その上で、当社利用部門を含めて、どのように事業運営していくのかは、各社の経営判断の問題であると考えます。</p>	<p>考え方1</p> <p>○ ドライカッパなどレガシー系サービスについては、回線コスト自体は新規投資の抑制や効率化等により毎年度削減傾向にあるものの、こうしたコストの減を需要である稼働回線数の減少が上回っていることから、接続料が上昇傾向にある。NTT 東西自身がコストの太宗を負担するとしても、接続事業者からコスト削減インセンティブについての懸念が依然示されている状況を踏まえ、NTT 東西においては、引き続き、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出せるように努めることが適当である。(要請)</p> <p>○ 移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方については、平成 23 年 12 月 20 日付け情報通信審議会答申「ブロードバンドの普及促進のための環境整備の在り方について」(以下「ブロードバンド答申」という。)において、「ユニバーサルサービス制度との関係にも配意しながら、①未利用芯線コストの扱い、②メタルの耐用年数、③施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方</p>

(2)算定方法見直しに向けた検討の場の設定について

現行のままで当該接続料算定を継続することは、NTT 東西殿のメタル設備維持コスト(60%を上回る未利用のメタル設備を含む)を、減少傾向にあるメタル回線利用者が負担することとなり、来年度以降もメタル回線接続料の上昇傾向は続くことが想定されます。

平成 22 年 11 月 2 日に NTT 東西殿より概略的展望が示されました。メタル回線設備の在り方や今後の光回線設備への具体的な移行スケジュール等、メタル回線を利用したサービスの維持やメタル回線接続料等の適切なコストの検討に資する情報は提示されていません。そのため、接続事業者は光サービスへの移行も出来ないまま、その接続料上昇分をサービス競争上利用者のサービス価格へ転嫁することも出来ない状態が続いています。この状況は、ひいては接続事業者の財務基盤を圧迫し、サービス撤退につながるものであり、結果として通信市場の公正競争環境の健全な発展を妨げ、通信サービス利用者の選択肢を消失させるものです。

弊社共は、このような状況に対し、抜本的な接続料算定の見直しを含め環境変化を踏まえたメタル回線接続料の在り方等に関する検討の場を設けるよう、強く要望してきました。これに対し「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」情報通信審議会答申(平成 23 年 12 月 20 日)において、メタルから光への移行期におけるメタル回線の接続料算定の在り方について検討を行うよう答申がなされ、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関して講すべき措置について(要請)」(平成 24 年 2 月 2 日)において、NTT 東西殿に対し、総務省殿に平成 24 年 10 月に報告を行うよう要請されているものの、いまだ接続料算定の在り方について検討を行うための具体的な場の設定が明確化されていない状

なお、今後、仮に審議会等で算定方法の見直しについて検討する場が設けられた場合には、当社としては、接続料は実際にかかったコストを適正にご負担いただくことが原則であるという観点に立って、積極的に議論に参加していく考えです。

(参考)ドライカッパ接続料金の推移

	H22適用料金 (H20実績)		H23適用料金 (H21実績)		H24適用料金 (H22実績)		
	前年増減	前年増減率	前年増減	前年増減率	前年増減	前年増減率	
ドライカッパ接続料	1,394円	1,272円	▲ 122円	▲ 8.8%	1,298円	26円	2.0%
1回線あたりコスト	1,329円	1,287円	▲ 42円	▲ 3.2%	1,304円	17円	1.3%
調整額	65円	▲ 15円	▲ 80円	-	▲ 6円	9円	-

(NTT東日本)

- 接続料は、実際の設備に係るコストをご負担いただく実績原価方式で算定することが基本と考えます。

今回のH24年度適用のドライカッパの接続料については、保守業務の効率化により費用が▲7.6%減少しましたが、それ以上に回線数が▲8.5%減少したため、+11円の値上げ(1,343円→1,354円)となっています。

接続料コストの大半は、当社の利用部門が負担していることから、当社として当然コスト削減努力は常に行っていくものです。

しかしながら、その努力を前提としても、ドライカッパ等のレガシー系サービスについては需要減が激しく、H25年度以降も接続料が上昇していくことが想定されますが、当社のレガシー系サービスを利用する他事業者には、当社同様、利用に応じてご負担していただかざるを得ないと考えます。

その上で、当社利用部門を含めて、どのように事業運営していくのかは、各社の経営判断の問題であると考えます。

なお、今後、仮に審議会等で算定方法の見直しについて検討する場が設けられた場合には、当社としては、接続料は実際にかかったコストを適正にご負

法といったコストの検証を行い、更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当」との考え方方が示されている。

PSTN から IP 網への移行を踏まえると、レガシー系サービスの需要は今後とも減少傾向が続くことが想定されることから、総務省においては、今後の接続料水準を注視しつつ、上記ブロードバンド答申に従い、移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方について検討を行うことが適當である。(要請)

況です。従って、具体的な検討の時期や枠組みを定めた上で、関係事業者が参加する検討の場を可及的速やかに設けるべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

○2. 各項目に関する意見(レガシー系サービスにかかるもの)

【ドライカッパ】

平成23年度の接続料は土木設備に係る耐用年数の変更等により一時的に低下したものの、今回申請された平成24年度接続料はNTT東・西ともに再び上昇しています。

これは、メタル回線利用者が減少し続けている中、それに見合うだけのコスト削減が行われていないという構造的な問題に起因するものであり、光への移行が進展する中、需要が減退期にあるドライカッパ接続料が今後も引き続き上昇する懸念は拭えません。

今後、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが更に進展していくことを踏まえると、更に問題は深刻化していく一方であり、ユーザー料金の値上げや競争事業者が事業から撤退する事態も想定されます。その場合、結果として国民利便を損ねることとなりかねないことから、電気通信市場の将来を見据え、現段階からメタル回線を今後どのように取扱っていくのかといった通信インフラの在り方について、いずれかの場で具体的な検討を速やかに行う必要があると考えます。

(KDDI)

○ 3. 算定方法見直し等の検討に向けた関係事業者参加型の議論の場の設定

ドライカッパ接続料等の当該算定方法の抜本的な見直しによる構造的問題の早期解決及び、ドライカッパ電話やADSLといったメタルサービスの今後の在り

担いただくことが原則であるという観点に立って、積極的に議論に参加していく考えです。

(参考)ドライカッパ接続料金の推移

	H22適用料金 (H20実績)		H23適用料金 (H21実績)		H24適用料金 (H22実績)		
	前年増減	前年増減率	前年増減	前年増減率	前年増減	前年増減率	
ドライカッパ接続料	1,391円	1,343円	▲ 48円	▲ 3.5%	1,354円	11円	0.8%
1回線あたりコスト	1,377円	1,351円	▲ 26円	▲ 1.9%	1,362円	11円	0.8%
調整額	14円	▲ 8円	▲ 22円	-	▲ 8円	0円	-

(NTT西日本)

○ 実績原価方式を適用するメタル回線接続料については、メタルから光ファイバへとマイグレーションが進展している状況にあり、利用回線数は毎年度約 9% 減少しています。一方で東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西」という。)殿のメタル回線設備は毎年度増加しており、利用者が減少している状況で該当設備が増加しているという矛盾が生じています。このことは、NTT東西殿がユニバーサルサービスの観点でメタル回線設備を電話サービスの申込に対して即座に対応可能となる様、残置していることに起因すると考えられ、ドライカッパの利用者や接続事業者が負担すべきものではありません。

従って、各社様が主張されているとおり、協議・検討の場を総務省殿に速やかに設定いただくことを要望します。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

○ アクセス網の展望に係る情報開示について

移行期の接続料算定の議論においては、NTT東西殿がアクセス網の展望に係る情報を開示頂く必要があるとの各社殿のご意見に賛同します。

移行期における接続料算定の見直しに当たっては、各社殿の指摘する「メタル/光の二重コストの回避方法」や「メタル回線を利用したサービスの継

方について道筋を示すため、NTT東・西に要請された種々の取組やメタル回線に係る上記、1. (1)及び(2)のデータ等の検証、上記2で示した諸課題について検討、議論する場として、総務省主催による関係事業者参加型の場を直ちに設定すべきと考えます。

(11 社連名)

○4. 協議の場の設定について

メタル回線の接続料については NTT 東西の認可申請に伴う説明会に加え、一部事業者向けにも別途説明会が行われておりますが、NTT 東西は接続事業者の要望する情報の開示について経営情報にあたることを理由に開示しないことから議論を深めることができません。つきましては、総務省主催による NTT 東西、接続事業者等関係当事者が議論できる場の設定が必須であると考えます。

(TOKAIコミュニケーションズ)

○【議論の進め方について】

平成24年度のドライカッパ、ラインシェアリング及び回線管理運営費等のメタル回線に係る接続料については、アクセス網におけるメタル回線から光ファイバへの移行の影響を受けて上昇傾向となっております。

この傾向は、現在も相当数存在する直収電話やDSL等のメタル回線を利用したサービスの利用者利便性を損なうことに加え、FTTHにおける競争が進展しないまま移行が進むことでNTT東西殿の独占回帰に繋がりかねないため、移行期の環境変化を踏まえた接続料算定方法の抜本的な見直しを実施することが急務と考えます。

従って、情報通信審議会答申(平成23年12月20日)にて示されている「未利用芯線コストの扱い」、「メタルの耐用年数」、「施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法」等の検証による算定方法の更なる適正化や本意見募集にて各社から挙げられた課

続可否」、「代替サービスの提供方法」といった、今後のメタル回線に係るサービスの在り方について、接続事業者及び利用者における予見性を確保した上で、コスト最適化を検討する必要があると考えます。

しかしながら、NTT東西殿はアクセス網の展望については「2020年代初頭にも一定程度のメタル回線が残ること」を示しているのみで、検討に資する十分な情報を開示頂けておりません。

従って、NTT東西殿には、現在総務省殿より行政指導等で報告が要請されている算定方法の見直しに必要な各種情報に加え、今後のアクセス網の展望に係る情報も開示頂いた上で、これら情報を基に関係事業者参加型の議論を行う必要があると考えます。

(イー・アクセス)

<p>題は接続委員会にて直ちに検討を開始し、平成24年度接続料の認可時に一定の結論を出して頂くことを要望いたします。</p> <p>なお、検討に当たっては、NTT東西殿の開示情報を基に議論を重ねる必要がある課題については短期的に結論を出すことが難しいことも考えられるため、別途総務省殿主催によるNTT東西殿及び接続事業者参加型の議論の場を設定し、多角的な検討を行うべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>		
<p>意見2 メタル回線に係るコスト削減を実現する方策として、利用実態を踏まえ、現行の法定耐用年数から経済的耐用年数への変更といった見直しを行すべき。</p>	<p>再意見2</p>	<p>考え方2</p>
<p>○(3)NTT東西殿によるコスト削減の実現と方策の開示について</p> <p>平成23年度当該接続料算定につきましては、算定対象となる平成21年度のNTT東西殿会計処理において、土木設備の耐用年数の適正化(27年→50年)が図られました。しかし、架空メタルケーブル、地下メタルケーブルにつきましては、現状でも適正化が図られておらず、現状の利用状況に応じた法定耐用年数の適正化が平成23年度会計において実施されることが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ また、メタル設備に係る耐用年数については、現状、法定耐用年数が適用されていますが、法定耐用年数以上に利用されている設備も存在することから、利用実態を踏まえ、経済的耐用年数への変更といった見直しについて、直ちに実施すべきです。</p> <p>(11社連名)</p>	<p>○ 当社の財務会計上の耐用年数は、設備ごとの使用実態や使用可能期間を考慮して決定しており、会計監査上も妥当なものとして認められています。土木設備については、過去に撤去実績が殆どなく、使用年数が延びることが明らかとなつたため、上述の考え方に基づき、耐用年数を27年から50年に見直したものです。</p> <p>メタル設備については、確かに法定耐用年数以上に利用されている設備も存在しますが、一方で支障移転等の外的要因により、法定耐用年数以内で撤去・更改する設備も存在しており、使用年数が単純に延びていくわけではないことから、現時点で耐用年数を見直す必要はないと考えております。</p> <p>イー・アクセスがご指摘の「現行の法定耐用年数13年を超えたメタルにかかる施設保全コストは原価から控除するなどの措置」については、たとえ耐用年数を超えた設備であっても、当社利用部門や他事業者が当該設備を利用してサービスを提供していることには変わりなく、かかる保守コストについてはご負担いただくべきものと考えます。</p>	<p>○ 移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方については、考え方1のとおり。</p> <p>設備の耐用年数については、一般的に、接続料原価算定等の適正化を図る観点からは、利用実態等を踏まえ、会計監査実務について十分に配慮した上で、減価償却費を経済的耐用年数で算定することが望ましい。</p> <p>平成19年10月の「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会(以下「会計研」という。)」報告書においては、PSTNに係る設備については償却済資産の割合が今後増加すること等を想定すると直ちに耐用年数の見直しを行う必要性は認めないとされているが、メタルケーブルに経済的耐用年数を適用する場合は、改めて実態を検証し、実態に即した耐用年数を算定することが適当とされているものである。</p> <p>なお、ブロードバンド答申において、ユニバーサルサービス制度との関係にも配意しながら、メタルの耐用年数などに関するコスト検証を行い、接続料算定の更なる適正化に向けた検討を行っていく</p>

<p>○ メタル設備に係る耐用年数については、現状、法定耐用年数が適用されていますが、法定耐用年数以上に利用されている設備も存在します。利用実態を踏まえ、経済的耐用年数への変更といった見直しをすべきであり、現行の算定方法においても対応可能であることから、直ちに実施すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○<②メタルの耐用年数見直し></p> <p>現行のメタルケーブルの法定耐用年数13年については、平成23年3月29日情報通信行政・郵政行政審議会答申における要請事項、及び平成24年2月2日の情報通信審議会答申に基づく行政指導の要請事項にて、メタル回線の経過年数別構成、残価率等の報告がNTT東西殿に求められていることから、透明性を確保したうえで検証を行い、土木設備と同様に利用実態に即した耐用年数の見直しを早期に行うべきと考えます。</p> <p>なお、NTT東西殿は、投資抑制に伴いメタルの老朽化が加速し、法定耐用年数+数年経過したメタルの故障件数確率の大幅な上昇により、増大な施設保全コストが必要との考え方を示しております(※1)。</p> <p>その一方で、耐用年数を見直さない理由として、老朽化に伴い一定程度の撤去・更改により、使用年数が単純に延びていくわけではないとの考え方も示しております。</p> <p>しかしながら、メタル投資額は平成21年度に500億円、平成22年度に400億円と縮小傾向であり、今後も引き続き経営効率化の取組み強化及びIP網への移行促進することを鑑みれば、メタルの使用年数は必然的に延びていくものと思われます(※2)。</p> <p>また、耐用年数の見直しに時間を要したり、もしくは見直しを行わない場合には、耐用年数と乖離した施設保全コストを接続事業者が負担することとなるため、現行の法定耐用年数13年を超えたメタルにかかる</p>	<p>(NTT東西)</p> <p>○ KDDI 殿及びイー・アクセス殿意見に賛同します。NTT 東西殿は接続事業者に対し、メタル回線の法定耐用年数の見直しについて「利用実態を把握できた段階で見直しをする」と説明していますが、いまだにメタル回線の利用実態に即した法定耐用年数の適正化が実現されておりません。</p> <p>仮に、NTT 東西殿自らが利用実態を把握することができるのであれば、総務省殿が「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」等を開催し、遅くとも平成 24 年度中にメタル回線における法定耐用年数の適正化をすべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 現在、架空メタルケーブルや地下メタルケーブルについては、法定耐用年数(13年)が適用されていますが、法定耐用年数を超えて利用されている設備も存在していることから、利用実態を踏まえた経済的耐用年数に直ちに変更すると共に、平成23年度接続会計から反映すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ メタルの耐用年数について</p> <p>メタルの耐用年数の見直しを必要とする各社殿のご意見に賛同します。</p> <p>メタルケーブルについては、各社殿が指摘する「法定耐用年数以上に利用されているものが存在する点」に加え、「NTT東西殿が2020年代初頭にも一定程度のメタル回線が残ることを示していることから今後も長期的な利用が見込まれる点」も踏まえて、遅くとも平成25年度接続料の算定には、実態に即した耐用年数を適用出来るよう早期に見</p>	<p>ことが適當とされている。</p>
--	--	---------------------

<p>る施設保全コストは原価から控除するなどの措置を講じる必要があると考えます。</p> <p>(※1)東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成19年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について</p> <p>(※2)東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成22年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>直しを実施すべきと考えます。 (イー・アクセス)</p> <p>○ 各社意見に賛同いたします。</p> <p>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」といいます。)はメタル回線の減価償却について法定耐用年数 13 年を採用して会計処理を行っていますが、実際には 13 年を超えて利用されているメタル回線も多く存在していると考えられます。よって、NTT 東西は広く検証ができる形でメタル回線の利用実態を明らかにし、経済的耐用年数への変更等、早急に耐用年数の見直しを検討することが必要です。</p> <p>(TOKAIコミュニケーションズ)</p>	
<p>意見3 メタルの未利用回線は、ユニバーサルサービスの観点から残置かれていると言えるが、基本的には接続事業者は使用することのない回線である。当該回線に係るコストは接続料上昇の最大の要因であることから、マイグレーションの状況を踏まえ、接続料算定対象コストとしてどのように扱っていくべきか早急に検討すべき。</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ なお、メタル回線接続料等を構成する費用項目において、NTT 東西殿は利用回線の需要減少に応じたコスト削減に努めることが要請されていますが、結果的に回線需要減少に応じたコスト削減は実現されていません。要請されたコスト削減効果が見られないことは、競争環境が無い中での NTT 東西殿の自助努力によるコスト削減には限界があることを示していることから、NTT 東西殿に対し、現在未利用となっている残置メタル回線コストを接続料算定の対象から段階的に除外すること等、NTT 東西殿自らのコスト削減インセンティブが機能する施策の検討を要望いたします。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモ</p>	<p>○ 未利用芯線コストの扱いについて メタルの未利用芯線コストの扱いの見直しを必要とする各社殿のご意見に賛同します。</p> <p>現状、メタル回線の需要減に伴い増大する未利用芯線コストは接続事業者及びそのサービス利用者が負担する構造となっておりますが、その結果ユーザ料金の値上げ等により接続事業者サービスにおける利用者利便性を損なわないためにも、接続事業者サービスにて利用見込みの無い未利用芯線コストを原価から除外する必要があると考えます。</p> <p>なお、具体的な除外方法については、上述の関係事業者参加型の検討の場において、NTT東西</p>	<p>○ 移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方については、考え方1のとおり。</p> <p>なお、ブロードバンド答申において、加入電話の契約数は近年では年 8%を超える割合で減少傾向にある一方で、利用芯線が一部に残るメタルケーブルをケーブル単位でまとめて撤去できないこと、宅地開発等による新規敷設の必要性により、毎年一定のメタルケーブル投資が行われ、メタルケーブルの総延長も年々微増していること等を踏まえ、未利用芯線コストの扱いなどに関するコスト検証を行い、接続料算定の更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当とされている。</p>

<p>バイル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2. メタル回線設備の利用実態に応じたNTT東・西におけるコスト削減方策の検討・実施 ドライカッパ接続料等を構成する費用項目において、利用回線数の減少に応じたコスト削減効果が見られません。メタル回線設備の利用実態を踏まえると、未利用メタル回線の取扱いや実態に応じた耐用年数の設定、メタル回線を利用するサービスの申込受付に係るコストの適正化などの課題が未だ残されたままとなっています。 現在、未利用のまま残置されているメタル回線については、とりわけ長期にわたり使用されていない回線が多数存在し(2010年度末の未利用芯線率 NTT東:65.4%、NTT西:62.9%)、これらの回線は専らユニバーサルサービスの観点から残置されていると言えます。基本的に接続事業者として使用することのない当該回線に係るコストは構造的な接続料上昇の最大要因ですが、マイグレーションの進展とともに問題が深刻化する一方であることから、接続料算定対象コストとしてどう取り扱っていくべきか早急に検討すべきです。 <p>(11社連名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ メタルの未利用回線の扱いに関しては、現在の利用実態を見ると、未利用の回線が多数存在しており(2010年度末の未利用芯線率 NTT東:65.4%、NTT西:62.9%)、年々増加傾向にあることに留意すべきです。これらの未利用回線は専らユニバーサルサービスの観点から残置されていると言えますが、基本的に接続事業者は使用することのない回線であり、当該回線に係るコストが接続料上昇の最大の要因となっていることから、マイグレーションの状況を踏まえ、接続料算定対象コストとしてどのように取扱っていくべきか早急に検討すべきです。 	<p>殿から開示頂いたデータを基に多角的な議論を行うべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インセンティブ規制の導入について NTT東西殿のコスト削減インセンティブが機能する施策の検討が必要とする各社殿のご意見に賛同します。 ドライカッパ、回線管理運営費等のメタル回線に係る接続料が上昇傾向となる根本的な問題は、NTT東西殿において需要減に応じたレガシーディビッドに対する適切なコスト効率化が十分に進んでいないことにあるため、プライスキャップ等のインセンティブ規制の導入は有効な手段であると考えます。 <p>(イー・アクセス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 接続料は、実際に発生している設備コストを当社の利用部門も含め設備を使っている事業者にご負担いただくものであり、未利用分についてもコストが発生している以上、使っている回線数に応じて、当社の利用部門と他事業者でご負担していただかざるを得ないと考えます。また、接続料コストの大部分は当社の利用部門が負担していることから、当社として当然コスト削減努力は常に行っていくものであり、十分にコスト削減インセンティブは働いていると考えます。 なお、未利用のメタル回線コストの扱いを見直す場合、実際の財務会計とセットで見直しを行うことが大前提であると考えますが、メタルケーブルについては、ケーブル単位で固定資産管理を行っており、需要減に連動して芯線単位で撤去・除却することは物理的に困難です。 また、ソフトバンクやイー・アクセスが算定方法見直しの例として挙げている各案については、い
---	--

(KDDI)

○【申請内容について】

1.接続料

- ドライカッパ、ラインシェアリングの接続料について
平成24年度のドライカッパ及びラインシェアリングの接続料については、以下の通り、平成23年度の料金から上昇しておりますが、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションの進展を考慮すれば、平成24年度以降も上昇傾向となることは確実と思われます。

【平成24年度及び現行のドライカッパ、ラインシェアリング接続料】

	平成24年度	平成23年度	差額	増減率
NTT東	ドライカッパ	1,298円	1,272円	26円 2.0%
	ラインシェアリング	88円	77円	11円 14.3%
NTT西	ドライカッパ	1,354円	1,343円	11円 0.8%
	ラインシェアリング	89円	81円	8円 9.9%

(※)上記料金は回線管理運営費を含む

これは、現行の実際費用方式による算定方法では、NTT東西殿が設備の維持に要したコストを接続事業者から回収可能であるため、メタル回線の需要減に見合ったコスト効率化を行うインセンティブが十分に機能しないことが根本的な問題であると考えます。

本問題を解決するためには、昨年来、接続委員会及び電話網移行円滑化委員会等での議論を踏まえ、「未利用芯線コストの扱いの見直し」によるコスト範囲の適正化、及び「メタルの耐用年数見直し」、「メタル/光のコスト配賦の適正化」といった接続料算定方法の見直し、更には「インセンティブ規制の導入」によりNTT東西殿のコスト効率化インセンティブを機能させることを検討する必要があると考えます。

なお、当社の考え方は以下4点となります。

<①利用芯線コストの扱いの見直し>

現状、メタル回線においては、需要の減少傾向に伴って芯線利用率が低下の一途を辿り(平成22年度末の芯線利用率 NTT東殿:34.6%、NTT西殿:37.1%)、解消の見込みは無い状況となっており、その結果、増大する未利用芯線分コストを接続事業者及び

ずれも実際に発生する未利用芯線コストを当社だけに負担させることになることから、適切ではないと考えます。

(NTT東西)

○ KDDI 殿及びイー・アクセス株式会社(以下、「イー・アクセス」という。)殿意見に賛同します。NTT東西殿が残置するメタル回線設備は平成22年度末時点で東日本エリアにおいて65.4%、西日本エリアにおいては62.9%となっています。メタル回線の需要が昨今のモバイル化、光ファイバ化により減少傾向にある中において、6割を超える設備は将来利用されるメタルサービスに対応するもの、並びに故障復旧対応の予備回線の量としては明らかに異常な量であり、早急にドライカッパ接続料算定の対象より除外すべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

○ イー・アクセス株式会社殿のドライカッパ、ラインシェアリングの接続料に対する「接続事業者の利用見込みの無い未利用芯線分コストについては、ドライカッパ等の原価から除外すべき」、「耐用年数と乖離した施設保全コストを接続事業者が負担することになるため、現行の法定耐用年数13年を超えたメタルにかかる施設保全コストは原価から控除するなどの措置を講じる必要がある」という意見に反対します。

市場や競争環境の変化が激しい通信市場において、地域系通信事業者やCATV事業者など自ら設備を構築してサービスを提供している事業者(以下、「設備事業者」といいます。)は、経済合理的な観点に立って設備構築を行い、企業会計原則に則って現実の設備状況を反映した料金設定を行

そのサービス利用者が負担する構造となっております。

この芯線利用率の悪化については、ユニバーサルサービス維持が要因の1つと考えられますが、全国あまねく提供することを確保しているユニバーサルサービス(加入電話)と、余剰設備がある場合に限って提供されるドライカッパ等の接続事業者サービスでは、根本的にサービス提供の前提が異なるため、必ずしも全ての未利用芯線コストをドライカッパ等の算定コストの対象とすることは適切ではないと考えます。

従って、接続事業者の利用見込みの無い未利用芯線分コストについては、例えば以下のような方法でドライカッパ等の原価から除外すべきと考えます。

- ドライカッパにて利用するメタル芯線の予備率を設定(需要や故障率を考慮の上決定)し、未利用芯線分のうち当該予備芯線分にかかるコストのみ負担
- 接続事業者のコロケーションが無い収容局における未利用設備(メタル回線、MDF)のコストをドライカッパ及びラインシェアリングの算定対象コストから除外(イー・アクセス)

っています。

したがって弊社は接続料の設定において、公正な設備競争、ひいてはサービス競争環境を確保するために、将来予想と現実の設備状況や利用状況との食い違いが大きい「将来原価方式」ではなく、設備の実態や需要の現状をそのまま反映する「実績原価方式」が採用されていることは適切であり、今後も恣意的に算定項目を変更することなく、当該設備に係る全てのコストをベースに算定すべきであると考えます。

イー・アクセス殿が提示されているような、原価から未利用芯線分コストや法定耐用年数を超えた設備に係る施設保全コストを除外するということは、設備保有者であるNTT東西殿に除外されたコストの負担を一方的に負わせ、接続事業者がリスクなく低廉な料金で利用できるといった接続事業者にとって都合の良い恣意的な料金算定となり、結果的にNTT東西殿を含む設備事業者とのサービス競争における公平性を著しく欠くことになります。

また、接続料の上昇に伴う接続事業者等への影響について述べられていますが、一方で接続料の上昇はPSTN網マイグレーションの観点からはIP網への移行を促進する方向に働く側面もありますので、長期的な展望も考慮した判断が必要であると考えます。

については、設備競争とサービス競争のバランスを図る観点から、弊社は接続事業者が一方的に有利になる料金算定の導入に反対します。

(STNet)

- メタル回線から光ファイバへのマイグレーションの更なる進展によってNTT東・西のメタル回線の需要は減少していく一方、利用されないメタル回線はユニバーサルサービスの観点もあり、ある程度残り続けることになるため、接続料は今後も上昇し

	<p>続けることが想定されます。</p> <p>接続料の上昇は結果的に国民利便の低下を招くことから、総務省においては、マイグレーションの進展状況をみながら、未利用のメタル回線のコストを接続料算定においてどのように取扱っていくべきかについて、接続事業者の意見も踏まえながら、接続委員会等の場において早急に検討すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 各社意見に賛同いたします。</p> <p>メタル回線の芯線利用率が減少し続けている状況において、ユニバーサルサービスの提供を担保するために、接続事業者が利用することの無いメタル回線のコストを接続料に算入することの妥当性、適正性について早急に検証・検討を進めることが必要と考えます。</p> <p>(TOKAI コミュニケーションズ)</p>	
意見4 施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法について、透明性を確保した上で検証することが必要。	再意見4	考え方4
<p>○ <③メタル/光のコスト配賦の適正化></p> <p>施設保全費におけるメタル/光の配賦方法については、平成23年3月29日情報通信行政・郵政行政審議会答申におけるNTT東西殿に対する要請事項、及び平成24年2月2日の情報通信審議会答申に基づく行政指導の要請事項にて、費用配賦に用いた比率を算定するために用いた芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長及び算定方法や、項目毎の費用及び費用配賦に用いたドライバ等の報告が求められていることから、これら情報の透明性を確保した上で、メタルの経済的効用の低下も勘案して、光への配賦の比重が過少となっていないか検証することが必要と考えます。</p>	<p>○ メタルと光の配賦方法及び開示データについては、これまでの研究会や審議会の議論を踏まえて行っているものであり、妥当なものと考えます。</p> <p>今後、検証を行っていくこと自体を否定するものではありませんが、メタル接続料低廉化のために政策的に配賦方法を見直した場合、光ファイバの接続料が上昇するという課題もあり、総合的な検討が必要であると考えます。</p> <p>また、情報の透明性確保に関しては、毎年度、接続会計報告書や接続料算定根拠において、施設保全費の配賦に用いた比率や設備区分別・勘定科目別費用や資産等の実績を詳細に公表しており、十分に透明性は確保されていると考えます。</p>	<p>○ 移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方については、考え方1のとおり。</p> <p>なお、ブロードバンド答申において、電柱・管路等におけるケーブル及び付属設備の施設保全費については、未利用芯線が多く、集線されないメタル回線にコストが大きく配賦(電柱・管路等に係る施設保全費の約8~9割がメタル回線に配賦)されていることを踏まえ、施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法などに関するコスト検証を行い、接続料算定の更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当とされている。</p>

(イー・アクセス)	(NTT東西)	
	<p>○ イー・アクセス株式会社の意見に賛同いたします。</p> <p>施設保全費はメタル回線と光ファイバ回線の芯線長比やケーブル長比等でコストが配賦されていますが、その費用配賦の妥当性については十分な情報開示の下で検証を行うことが必要です。</p> <p>(TOKAIコミュニケーションズ)</p>	
意見5 需要が減少傾向にある接続料に対しプライスキャップ規制を導入することにより、NTT東西にコスト効率化インセンティブを機能させる実効的な接続料ルールを構築する必要がある。	再意見5	考え方5
<p>○ <④インセンティブ規制の導入></p> <p>ドライカッパやラインシェアリング等の需要減傾向にある接続料にインセンティブ規制としてプライスキャップを設定することにより、NTT東西殿のコスト効率化インセンティブを機能させる実効的な接続料ルールを構築する必要があると考えます。</p> <p>諸外国においては、米国や英国等で固定電話網に係る接続料規制についてプライスキャップが採用されており、特に英国では、設定値においてはトラヒック予測による調整、資本・営業コストによる調整、耐用年数の延長に係る調整等が加味されております(※3)。</p> <p>これらの事例も参考の上、ドライカッパやラインシェアリング等の需要減傾向にある接続料については、例えば、当該サービスの需要や接続事業者サービスにおけるユーザ料金の水準等を考慮してプライスキャップを設定すべきと考えます。</p> <p>なお、メタル回線に係るコストの上昇抑制がFTTH及びIP網への移行を妨げるとのご意見もありますが、「NTT東西殿が2020年代初頭にも一定程度のメタル回線が残ることを示している点(※4)」、及び「ア</p>	<p>○ 接続料は、実際の設備に係るコストをご負担いただく実績原価方式で算定することが基本であり、他事業者には、当社同様、利用に応じて実際に発生した設備コストを適正にご負担いただくことが原則と考えます。</p> <p>仮にプライスキャップ規制により、コストによらず接続料の上昇を意図的に抑制した場合、抑制したコストを当社だけに負担させることになります。また、ご指摘の「アクセス網の今後の展望やFTTH市場の競争環境」については、メタル回線は2020年度初頭において相当数残ることが現時点見込まれることをお示ししているように、当社は十分に情報開示していることに加え、光ファイバ接続料の低廉化等によりFTTH市場の競争環境は既に整っており、接続事業者が、引き続きメタル回線を用いて事業を継続されるのか、FTTHに移行して事業を開拓されるのかは、各接続事業者の経営判断の問題であると考えます。</p> <p>また、接続料コストの大半は当社の利用部門が負担していることから、当社として当然コスト削減努力は常にしていくものであり、十分にコスト削</p>	<p>○ 移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方については、考え方1のとおり。</p> <p>○ 現在、接続料の妥当性を検証するため、市場メカニズムが有効に機能している場合に小売料金はコストに適正利潤が乗せられたものになる点に着目し、接続料と利用者料金との関係に関する検証(スタックテスト)が行われている。今回の接続料変認可申請に当たっても、必要な検証が行われ、「全てのサービスメニューにおいて利用者料金が接続料等を上回っており、かつ、営業費相当分は基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない」とされている。</p> <p>また、NTT東西からはメタル回線が2020年度初頭においても相当数残るとの見込みが示されているが、この点はより明確化を図る必要があることから、2012年度以降のメタル回線撤去等の対応の考え方を示すよう総務省からNTT東西に対して求めている。</p> <p>接続料算定の適正性を確保する観点からは、まずは以上の取組を着実に進めることが適当で</p>

<p>クセス網の今後の展望については未だ十分な情報が提示されていない点」、更には「FTTH市場における競争環境が未だ十分に整備されていない点」等を鑑みれば、引き続きメタル回線を利用する接続事業者及び利用者に過度の負担を与えないよう政策的配慮を行うことは必然と考えます。</p> <p>(※3)「長期増分費用モデル研究会」報告書(案)Japanese LRIC Model Ver.2.5</p> <p>(※4)プロードバンド普及促進のための環境整備の在り方答申(案)に対するNTT東西殿意見書 (イー・アクセス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 以上3点は、一意にNTT東・西におけるコスト削減に対する取組となりますが、実効性が見込めない場合は、インセンティブ規制であるプライスキャップを設定する方策についても、導入に向けた検討が行われるべきと考えます。 <p>(11社連名)</p>	<p>減インセンティブは働いていると考えます。</p> <p>ご指摘の欧米のプライスキャップ規制については、欧米と日本では、市場環境、料金制度に係わる規制環境等に差異があることから参考にならないと考えます。</p> <p>例えば、例示されている英国のメタル料金との比較でいうと、日本では接続料と小売料金の両方に料金規制が課せられているのに対し、英国では接続料はプライスキャップ規制があるものの、小売料金には料金規制が課されていません。その結果、小売料金は、規制が撤廃された2006年度に対し直近の2012年度料金は約19%の値上げとなっています。また、接続料についても、プライスキャップ規制は課せられているものの、現行では、物価上昇率に加えて、年率+5.5%の範囲での値上げが許容される設定となっており、結果として料金規制が導入された2006年度に対し直近の2012年度料金は約14%の値上げとなっています。</p> <p>(NTT東西)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インセンティブ規制の導入について NTT東西殿のコスト削減インセンティブが機能する施策の検討が必要とする各社殿のご意見に賛同します。 <p>ドライカッパ、回線管理運営費等のメタル回線に係る接続料が上昇傾向となる根本的な問題は、NTT東西殿において需要減に応じたレガシー設備に対する適切なコスト効率化が十分に進んでいないことにあるため、プライスキャップ等のインセンティブ規制の導入は有効な手段であると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)【再掲】</p>	<p>ある。</p> <p>なお、ドライカッパやラインシェアリング等の需要が減少傾向にある接続料に、インセンティブ規制としてプライスキャップを設定すべきとの意見については、以上の取組が行われていることや市場環境や競争環境が異なることも踏まえ、現時点においては参考として承る。</p>
意見6 NTT東西はアクセス回線の移行計画等に関し、予見性を確保するために必要な情報を早期か	再意見6	考え方6

<p>つ積極的に開示すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (2)接続事業者の事業予見性確保に資する情報 平成22年11月2日にNTT東西よりコア網の概括的展望が示されましたが、アクセス網については、メタル回線設備移行計画等の接続事業者が今後の事業の予見性確保に必要な情報は未だ提示されておりません。従って、情報通信審議会答申に基づく行政指導も踏まえて、例えば、以下のような情報を早期かつ積極的に開示すべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・2020年代初頭に、1,000万から2,000万回線程度のメタル回線が残るとした根拠 ・1,000万から2,000万程度のメタル回線が残ることを踏まえた、メタル回線と光回線の設備維持及び運営管理にかかる二重コスト負担の回避方法、及びコストの最適化を図る方法(未利用設備の撤去等) ・メタル回線を利用したIP電話の提供有無、接続事業者サービス(ドライカッパ電話、ADSLラインシェアリング等)の継続可否及び代替サービスの提供方法等 <p>(11社連名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ H22年11月に公表した概括的展望において、PSTNマイグレーションの背景・目的、維持・廃止されるサービスや現時点で見通せる移行のスケジュールをお示しております。 当社としては、円滑な移行を図ていくために、お客様対応にあたっては、お客様の利用動向を踏まえ、必要に応じて代替サービスの提案・開発を行うとともに、十分な周知期間を取ることにより、極力お客様にご迷惑をおかけしないように責任をもって進めて行く考えです。 また、当社としては、今後とも、移行計画の詳細が決定次第、その内容を公表するとともに、計画自体を見直すような場合には、見直し内容を速やかに公表し、お客様や事業者の予見性・透明性を確保していくことにより、円滑なマイグレーションを推進していく考えです。 (NTT東西) ○ アクセス網の展望に係る情報開示について 移行期の接続料算定の議論においては、NTT東西殿がアクセス網の展望に係る情報を開示頂く必要があるとの各社殿のご意見に賛同します。 移行期における接続料算定の見直しに当たっては、各社殿の指摘する「メタル/光の二重コストの回避方法」や「メタル回線を利用したサービスの継続可否」、「代替サービスの提供方法」といった、今後のメタル回線に係るサービスの在り方について、接続事業者及び利用者における予見性を確保した上で、コスト最適化を検討する必要があると考えます。 しかしながら、NTT東西殿はアクセス網の展望については「2020年代初頭にも一定程度のメタル回線が残ること」を示しているのみで、検討に資する十分な情報を開示頂けておりません。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アクセス回線のメタルから光ファイバへの移行については、予見性の確保が重要であり、ブロードバンド答申に示されたとおり、関係者が一定のスケジュールを可能な限り早期に共有した上で、移行の円滑化に向けて様々な方策について検討していくことが適当である。 また、2020年代初頭において一定程度のメタル回線が残る場合においても、メタル回線がどの程度残存するか、そのメタル回線がどのように利用されると見込まれるかといった点について、より具体化されることが望ましく、NTT東西から利用者及び関係事業者に対し、今後の電話サービスの提供手法等について、可能な限り早期かつ逐次に情報提供が行われることが適當である。 これらの点については、総務省からNTT東西に対して求めている報告の結果も踏まえつつ、ブロードバンド答申のフォローアップを行うことが適當である。具体的には、情報通信審議会電話網移行円滑化委員会において、適切なタイミングで環境変化等を注視していくとともに、将来新たに課題等が生じた場合には適時適切に検討を行うことが適當である。
--	---	--

	<p>従って、NTT東西殿には、現在総務省殿より行政指導等で報告が要請されている算定方法の見直しに必要な各種情報に加え、今後のアクセス網の展望に係る情報も開示頂いた上で、これら情報を基に関係事業者参加型の議論を行う必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)【再掲】</p>	
意見7 移行期における接続料算定の在り方については、まずNTT東西がアクセス回線の移行計画の詳細と、メタル回線の今後の在り方に関する情報を開示した上で、接続事業者からの意見聴取等もを行い、多角的な検討を行うべき。	再意見7	考え方7
<ul style="list-style-type: none"> ○ なお、検討に当たっては、まずNTT東・西が、コア網だけでなくアクセス網の移行計画の詳細を示すと共に、メタル回線の今後の在り方の検討に資する更なる情報開示を行うことが必要であり、当該情報に加えて接続事業者からの意見聴取等も実施し、多角的な視点で検討を行なうべきです。その中で、現在課題となっている、メタル未利用回線の取扱いやメタル設備に係る耐用年数の見直し、各種申込受付に係るコストの適正化等について検討すべきと考えます。 <p>(KDDI)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社としては、メタル回線を撤去する場合、撤去開始の4年前に協定事業者へ通知するルールを遵守し、遅くともメタル撤去開始の4年前までには具体的な実施時期等をお知らせする考えですが、このルールにかかわらず、アクセスのマイグレーションについて決定した場合にはその時点で、必要な情報を速やかに他事業者に説明させていただく考えです。 <p>(NTT東西)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ アクセス回線の移行に係るNTT東西から情報開示の在り方については考え方6のとおり。
意見8 NTT東西が総務省から報告を求められているメタル回線に係る情報については、総務省のみならず広く国民に対して情報開示を行い、メタル回線に係るコストの透明化を図るとともに、国民全体で検証できるようにすべき。	再意見8	考え方8
<ul style="list-style-type: none"> ○ 1. NTT東・西における更なる情報開示の実施 (1)接続料算定の見直しの検討に資する情報 平成23年3月29日情報通信行政・郵政行政審議会答申におけるNTT東・西に対する要請事項(【別添3】参照)、及び平成24年2月2日の情報通信審議会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報開示については、毎年度、接続会計報告書及び接続料算定根拠において、メタルの接続料算定に係る設備区分別・勘定科目別費用・資産・需要、局出しの芯線使用率等の実績を詳細に記載し、公表しています。また、事業者説明会(H24年1 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご指摘の報告事項については、経営上または営業上の秘密に関する内容も含まれる可能性があり、一般への開示は必ずしも適切ではないことから、総務省において当該報告事項を基に適切な検証を行い、接続料算定の適正化を図ることが適

答申に基づく行政指導(【別添4】参照)に基づく要請事項においては、ドライカッパ等接続料の在り方の検討に資する情報について、総務省への報告が求められておりますが、これらについては、総務省のみならず広く国民に対して情報開示を行い、メタル回線に係るコストの透明化を図るとともに国民全体で検証できるようにすべきと考えます。

【別添3】

- 情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成23年3月29日)抜粋
 - 2 提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられる事を要望する(括弧内は別添において対応する当委員会の考え方)。(中略)
(3)NTT東西に対し、以下の点について、平成23年度接続料の再計算報告時までに総務省に報告することを要請すること(考え方5)。
 - ①平成22年度に実施したコスト削減の取り組み及び平成23年度に計画しているコスト削減の取り組み
 - ②平成22年度末時点におけるメタル回線の経過年数別構成及びメタル回線の残価率
 - ③平成22年度のメタル回線と光回線に係る費用の配賦に用いた比率を算出するために用いた芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長及び算定方法
 - ④平成22年度のメタル回線に係る施設保全費のうち、以下の各費用及び費用配賦に用いたドライバ
 - (1)電柱、土木設備に係る費用
 - (2)ケーブル保守に係る費用
 - (3)その他
 - (4)NTT東西に対し、以下の点について、平成23年度接続料の再計算報告時までに総務省に報告することを要請すること(考え方7)
 - ①平成12年度末から平成22年度末におけるメタル回線の利用率(局出しベース)
 - ②平成22年度末におけるメタルケーブルの利用率(ケーブル単位。局出しベース)
 - ③下部区間ににおけるメタル回線の利用状況(東西各10件程度のサンプル調査)
 - ④平成22年度におけるメタル回線の撤去実績
- また、上記①～④については、接続料算定の透明性を一層向上させる観点から、総務省への報告に加え、一般に開示することを要請すること。

【別添4】

- ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する講ずべき措置について(要請)(NTT東・西)(平成24年2月2日)抜粋

月31日)でも算定方法について、ご説明しているところです。また、平成23年3月29日情報通信行政・郵政行政審議会答申における要措置事項で一般への開示を要請された「平成12年度末から平成22年度末におけるメタル回線の利用率」及び「平成22年度末におけるメタルケーブルの利用率」についても新たに開示をするなど、可能な範囲で一般への情報開示を行っているところです。

しかしながら、ご指摘の「総務省より報告を要請されている事項の一般への開示」のうち、メタルケーブル種別ごとのメタル回線利用率やメタル回線の経過年数別構成比等の設備の詳細な利用実態等については、経営上または営業上の秘密にあたる情報であることから、他事業者への開示にはなじまないものと考えております。

(NTT東西)

当である。

なお、NTT東西からの申請案に付された算定根拠において、設備区分別・勘定科目別の費用・資産等が記載されており、ドライカッパ等の接続料算定の適正性を検証するために必要な情報の開示が不十分とまでは言えない。

<p>3 電話網からIP網への円滑な移行(事業者対応)に関する措置</p> <p>以下の点について、2012年6月末まで((2)イの 2 項目目及び(2)ウについては2012年10月末まで)に総務省に報告すること。また、(4)から(6)までについては、その後半年ごとに、2014年末まで総務省に報告すること。(中略)</p> <p>(2)メタル回線コストに関するもの</p> <p>ア 未利用芯線コストの扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタルケーブル種別(1000芯ケーブル、600芯ケーブル、400芯ケーブル、100芯ケーブル等)ごとのメタル回線利用率(局出しベース。2012年3月末時点)(サンプル調査) ・フレッツ光サービスを提供していない局舎におけるメタル回線の利用率(2012年3月末時点)(サンプル調査) ・2020年代初頭において、1,000万から2,000万回線程度のメタル回線が残るとの見込みを踏まえた、2012年度以降のメタル回線撤去等の対応の考え方 <p>イ メタルの耐用年数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2011年度末におけるメタル回線の経過年数別構成及びメタル回線の残価率 ・メタル回線に係る故障件数と使用年数の相関関係(サンプル調査) ・メタルケーブルの劣化要因 <p>ウ 施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2011年度のメタル回線に係る施設保全費のうち、以下の各費用及び費用の配賦に用いたドライバ ①電柱、土木設備に係る費用、②ケーブル保守に係る費用、③その他 <p>(11 社連名)</p>		
--	--	--

○1. 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の情報開示について

メタル回線の利用者が減少していく一方で、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」といいます。)は芯線利用率 40%以下で更に利用率が低下するメタル設備を減設することなく維持し続けており、その未利用設備を含む実績費用より算定するメタル回線の接続料は今後も上昇する構造にあることは確実です。光回線を選択できないエリアが相当期間存在し続けることが想定できる状況において、利用者にとっては提供条件が変わることなくメタル回線を使い続け、円滑に光回線へ移行することが必要となります。このことによりメタル回線の接続料水準を維持することが困難な現在の算定方式におい

ては、移行期に鑑みた抑制機能の追加が必須です。あらたな制度の導入に際しては、NTT 東西、接続事業者をはじめとする関係当事者が議論を行うことが必要となりますが、現状、少なくとも接続事業者の事業継続の予見性に資する十分な情報が開示されているとは言えません。折しも情報通信審議会答申に基づく NTT 東西に対する行政指導である、平成 24 年 2 月 2 日の要請事項「ブロードバンド普及推進のための環境整備の在り方に関する構すべき措置について(要請)」等において、メタル回線の接続料算定にかかる「未利用芯線の扱い」、「耐用年数」、「施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法」等について総務省に報告することを要請されましたが、当該の NTT 東西が報告を要する情報は、今後のメタル回線の接続料の在り方を検討するために NTT 東西は総務省だけでなく国民全体に開示することが必要であると考えます。

(TOKAIコミュニケーションズ)

2. 各論

意 見	再 意 見	考 え 方 (案)
意見9 災害特別損失を接続料原価へ算入することは早計であり、接続料算定の在り方と合わせて考え方を整理すべき。今回のように災害等のやむを得ない理由により特別損失を接続料原価に算入する場合は、企業会計と接続会計の整合性の整理、透明性の確保のための仕組みの導入、第一種指定設備に關係のないコストの算入を認めないことの徹底等が必要。	再意見9	考え方9
○ なお、今回の NTT 東日本殿によるメタル回線接続料の申請につきましては、接続料の算定にあたり、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被	○ 財務会計における今回の災害特別損失の計上は、公認会計士協会から公表された処理(会長通牒平成23年第1号 東北地方太平洋沖地震によ	○ 本件認可申請においては、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に

<p>災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて当該接続料に算入しており、この算入については接続料規則に規定がないため、接続料規則第3条の許可を求めていきます。</p> <p>弊社共としては震災対応とはいえ、NTT東日本殿における会計処理が先行して実施されたことにより、本来、接続料規則に規定がないものについて内容の精査を実施することなく、接続料へ算入することを急に許可することは早計であると考えます。まずは弊社共が要望する算定方法の抜本的見直しに向けた検討の場において、当該接続料へ算入することについて議論を尽くし、接続料算定の在り方と併せて考え方を整理すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>る災害に関する監査対応について(H23年3月30日)に基づき実施しているのですが、当該特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備に係る除却損、撤去費用、応急復旧・原状回復費用及び復旧に係る費用は、第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用と同一のものであるため、当該特別損失を接続料原価に算入しています。また、H22年度に計上した特別損失の接続料原価への算入にあたっては、その後の実地調査により判明した見積り差額(H23年度第2四半期決算で計上した特別利益)を減算しています。</p> <p>接続料の算定にあたっては、第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要があり、特別損失であっても、これが第一種指定電気通信設備に係るものである以上、適正に接続料原価に算入する必要があると考えます。</p> <p>また、災害特別損失の内容の透明性に関しては、H22年度特別損失、H23年度第2四半期特別利益(見積り差額)のそれぞれについて、営業費用と同様、第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定に準じて、費用の性質毎に設備区分別内訳に整理し、接続料算定根拠上において設備区分別費用明細表として開示していることから、十分に透明性を確保しているものと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>相当するものについて接続料原価に算入している。こうした措置は現行の接続料規則では認められていないことから、本件認可申請とあわせ、同規則第3条ただし書に基づく特別許可申請がNTT東西から行われている。</p> <p>NTT東日本の財務会計上における今回の災害特別損失の計上は公認会計士協会から公表された処理に基づき実施したものである。こうした東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、その後の実地調査により判明した見積り差額(平成23年度第2四半期決算で計上した特別利益)を減算した上で、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するもののみについて、接続料原価に算入している。このような取扱いは、東日本大震災の特殊性や、接続料の算定に当たっては第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要がある点に鑑みると、一定の合理性があると認められる。</p> <p>また、平成22年度特別損失、見積り差額(平成23年度第2四半期決算で計上した特別利益)について、営業費用と同様、第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定に準じ、費用の性質毎に設備区分別内訳として整理し、接続料算定根拠上に設備区分別費用明細表として開示されており、接続料原価に算入された特別損失の内容に関し、一定の透明性は確保されている。</p> <p>なお、特別損失に係る見積り差額は平成23年度第3四半期以降にも発生する可能性があることから、こうした差額を事後的に特別利益として計上する場合には、第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する観点から、平成25年度接続料の基となる接続料原価の算定において、今回と同様、必要な減算を行うことが適当である。(要請)</p>
<p>○ 3. 特別損失の取り扱いについて</p> <p>本件申請において、東日本電信電話株式会社の東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものを接続料算定に算入し、あわせて接続料規則に特別損失の取り扱いの規定がないことから、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われています。今回、未曾有の災害である東日本大震災に起因する費用を第3条ただし書に基づき算入することは妥当であると考えますが、今後は特別損失の取り扱いについて都度第3条を適用するのではなく、企業会計と接続会計の整合性の整理、接続料に算入することが妥当な特別損失であるか検証できる透明性を確保する仕組みを導入することが必要であると考えます。</p> <p>(TOKAIコミュニケーションズ)</p>	<p>○ 災害特別損失の扱いについて</p> <p>災害特別損失の扱いについては、透明性を確保の上議論することが必要とする各社殿のご意見に賛同します。</p> <p>当社意見書にて述べた通り、本来接続料原価に算入されるべきではない特別損失をやむを得ぬ理由で算入する場合は、第一種指定設備に関係の無いコストを確実に除外することが必要である</p>	
<p>○ なお、今回の申請案における総務省の審査結果</p>		<p>2 1</p>

<p>において一部保留となっている災害特別損失の扱いについては、接続料に算入されているコスト内容の透明性を確保し、関係者のコンセンサスを得ながら、その適正性について厳格に検証すべきと考えます。 (KDDI)</p> <p>○ 3.災害特別損失の扱いについて NTT東西殿においては、災害特別損失のうち第一種指定設備の維持・管理に係る営業費用に相当するものを平成24年度接続料原価に算入しておりますが、本来、電気通信事業会計規則及び接続料規則にて、特別損失の接続料原価への算入について規定されておりません。そのような中、特別損失を例外的に接続料原価へ算入すれば、接続事業者及び利用者にとって予見不可能な料金水準の変動を及ぼすことになるため、その影響の重大性を鑑みて原則認めるべきではないと考えます。 ただし、今回のように災害等のやむを得ぬ理由により特別損失を原価へ算入する必要がある場合は、「NTT東西殿による情報開示」や「実態を踏まえたコストの峻別」を必須事項とすることで、第一種指定設備に関係の無いコストの原価算入を認めないことの徹底が必要と考えます。 (イー・アクセス)</p>	<p>と考えます。そのためには、NTT東西殿の情報開示を必須事項として算入コストの厳格な仕分けが必要と考えます。 (イー・アクセス)</p>	
<p>意見10 接続事業者の予見可能性を高め、NTT東西が行ったコスト削減の検証が行えるよう、NTT東西は実施したコスト削減の具体的な取組やその削減金額等を接続事業者に開示すべき。</p>	<p>再意見10</p>	<p>考え方10</p>
<p>○ また、現在 NTT 東西殿が取り組んでいるコスト削減の具体的な方策について、接続事業者の予見性を高めるため、並びに回線需要減少に応じたコスト削減が実施されていることを接続事業者でも検証可能とするために、接続事業者へ開示することが必要と考えます。具体的には、平成 22 年度に実施したも</p>	<p>○ 情報開示については、毎年度、接続会計報告書及び接続料算定根拠において、メタルの接続料算定に係る設備区分別・勘定科目別費用・資産、需要、局出しの芯線使用率等の実績を詳細に記載し、公表しています。また、事業者説明会(H24年1月31日)でも算定方法について、ご説明してい</p>	<p>○ 接続料の適正性を維持する観点から、NTT 東西においては、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出せるように努めることが適當である。 コスト削減施策については、総務省の求めに応じて NTT 東西より報告が行われていることか</p>

<p>のと、平成23年度以降に新たに実施しているものに区分した上で、NTT東西殿自らがコスト削減の取組を具体的に提示し(例えば、施設保全における人員削減、体制の見直し、システムによる効率化等)、それぞれの費用と削減金額及び削減率を接続事業者へ開示することが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>るところであります、メタル回線コストに係る情報の透明性は十分に確保されているものと考えます。</p> <p>ご指摘のコスト削減施策については、平成23年3月29日情報通信行政・郵政行政審議会答申における要措置事項に基づいて総務省に報告を実施しておりますが、1事業者であるソフトバンクが検証するために、当社の経営情報に当たるコスト削減に係る施策を提示する考えはありません。</p> <p>なお、ソフトバンクモバイルは、2,800万以上の契約者を有しており、お互いに接続料を支払いあう関係にある固定系の事業者からみると、その影響力は非常に大きくなっていますが、その接続料の算定根拠の開示を求めて一切情報が開示されず、その適正性が検証できない状況にあります。接続料について、他事業者等の第三者が妥当性を検証する必要があるとお考えであれば、まずは、自ら当社と同レベルの情報を開示していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>ら、総務省において必要な検証を行うことが適當である。</p> <p>なお、これまでNTT東西より接続会計報告書及び算定根拠において情報開示がなされている点や事業者に対し算定根拠に関する説明会を行っている点を踏まえると、接続料算定の適正性の検証に必要な情報開示が不十分とまでは言えない。</p>
<p>意見11 累次のオペレーションシステムの更改が回線管理運営費の上昇に繋がっている。このため、需要減に応じたコスト削減を行うことで、低廉化、最適化を図る必要がある。また、システム更改の必要性は慎重に検討すべきであり、NTT東西は本機能の追加に係る定量的な費用対効果の予測を実施し、その結果を接続事業者に対して説明すべき。</p> <p>※赤マーカーの箇所は委員限り。</p>	<p>再意見11</p>	<p>考え方11</p>
<p>○回線管理運営費について</p> <p>平成24年度の回線管理運営費は、昨年度よりも大幅に上昇しております。主な要因としてアクセス網の移行に伴うメタル回線の需要減にNTT東西殿のコスト効率化が対応出来ていない点、及び平成22年にNTT東西殿で行われた各種オペレーションシステムの更改における開発費用が回線管理運営費の原価に</p>	<p>○ ラインシェアリングの回線管理運営費については、回線数が▲14.8%減少しているのに対して、コストは保守限界に伴うシステム更改の影響もあり、▲8.2%の減となっています。なお、システム更改による影響を除けば、コストは▲13.1%の減となっており、需要の減少に概ね連動した削減を行っています。</p>	<p>○ 回線管理運営費については、オペレーションシステムの更改の影響もあり、需要の減少がコストの減少を上回っている。この際、ラインシェアリングのように回線管理運営費が接続料自体(MDF部分)を上回る接続機能については、その上昇が当該機能に係る接続料全体の変動に与える影響が大きい状態である。</p>

算入された点が挙げられます。

【平成24年度及び現行の回線管理運営費】

	平成24年度	平成23年度	差額	増減率
NTT東 ラインシェアリング	50円	42円	8円	19.0%
ラインシェアリング以外(※)	51円	42円	9円	21.4%
NTT西 ラインシェアリング	55円	46円	9円	19.6%
ラインシェアリング以外(※)	60円	60円	0円	0.0%

(※)ドライカッパ、光ファイバ、PHS基地局回線の料金

メタル回線における需要が減少する状況において、接続事業者は、自社設備の集約化やサービスの維持・管理における稼動見直しといった施策を継続的に進めることでコスト削減、利用者料金の維持を図っているところです。しかしながら、ドライカッパ、回線管理運営費等の接続料、コロケーション費用については、NTT東西殿の取組に頼らざるを得ない構造的な問題があることから、以下2点について対処頂くことを要望いたします。

<①要減に見合ったコスト効率化の実施>

回線管理運営費の継続的な上昇傾向は、特に、MDF部分のみのコスト負担により低廉な接続料となっているラインシェアリングにおいて、DSL事業者の今後の事業継続に係る重大な影響を与えることが懸念されます。従って、回線管理運営費は、NTT東西殿が申込受付稼動等について需要減に応じたコスト削減を行うことで、低廉化、最適化を図る必要があると考えます。

具体的には、接続事業者からのSO(サービスオーダー)の処理に係る稼動について、NTT東西殿がラインシェアリング等の需要減にあるサービスに対してその傾向に応じた目標値を設定してこまめに(例えば、四半期毎)見直しを行い、それに対応して四半期単位で回線管理運営費を設定するなど、隨時、需要減に見合ったコスト効率化を回線管理運営費に反映可能とする必要があると考えます。

<②市場情勢に即したシステム更改の実施>

現状、ドライカッパやDSL等のメタル回線に係るサービスが需要減傾向にあるにも係らず、NTT東西殿はこれらサービスにて利用するオペレーションシステ

また、ラインシェアリング以外の回線管理運営費についても、回線数が▲4.1%減少しているのにに対して、コストは同様に保守限界に伴うシステム更改の影響もあり、▲1.4%の減となっております。なお、システム更改による影響を除けば、コストは▲6.0%の減となっており、需要の減少以上に削減しています。

当社は、上記の通り、回線数の減に応じたコスト削減を進めており、今後もSO業務の効率化等を図り、引き続きコストの削減に努めていく考えですが、その上で発生したコストについては、利用に応じてご負担していただかざるを得ないと考えます。

なお、ご指摘の需要減の傾向に応じた四半期単位でのSO処理稼働の目標値の設定や見直し、及びそれに対応した回線管理運営費の設定については、回線管理運営費を含む実績原価方式に基づく接続料は、年度毎にコストを把握しているため、現実的に困難であると考えます。

以上を踏まえ、NTT東西においては、回線管理運営費について、引き続き回線数の減に応じ、一層のコスト削減効果が出せるように努めることが必要である。

また、今般、接続事業者から累次のシステム更改の必要性及び費用対効果についての懸念が示されている状況を踏まえ、回線管理運営費に影響するシステム更改に関し、①システム更改の必要性について、接続事業者に対し合理的な説明を行うよう努めること、②コストの予見性及び適正性を検証する観点から、予め必要な情報開示を行うこと、③接続事業者においてもシステム改修等が必要となることから、新システムへの移行時期及び旧システムとの並行運用期間に關し、当該事業者との協議を踏まえて検討を行うことが必要である。(要請)

ラインシェアリング

接続料(1回線あたり) 接続料(料金)	H22運用料金 (H23実績)		H23運用料金 (H23実績)		H24運用料金 (H23実績)		
	前年増減率	前年増減額	前年増減率	前年増減額	前年増減率	前年増減額	
接続料(1回線あたり) 接続料(料金)	-38円	-42円	4円	10.5%	50円	8円	19.0%
接続料(料金)	4円	43円	1円	2.4%	47円	4円	9.3%
接続料	17億円	19億円	▲2億円	▲10.6%	14億円	▲1億円	▲7.1%
回線数	3236千回線	2,855千回線	▲382千回線	▲11.8%	2,432千回線	▲422千回線	▲14.8%

ラインシェアリング以外

接続料(1回線あたり) 接続料(料金)	H22運用料金 (H23実績)		H23運用料金 (H23実績)		H24運用料金 (H23実績)		
	前年増減率	前年増減額	前年増減率	前年増減額	前年増減率	前年増減額	
接続料(1回線あたり) 接続料(料金)	-41円	-41円	1円	2.4%	51円	8円	21.4%
接続料(料金)	53円	53円	▲3円	▲5.7%	54円	2円	3.8%
接続料	29億円	21億円	▲8億円	▲27.6%	21億円	▲8億円	▲37.1%
回線数	3,414千回線	3,341千回線	▲73千回線	▲2.1%	3,205千回線	▲138千回線	▲4.1%

今回のDSL、光ファイバ開通申込受付システムの機能追加のうち、

- (1)FAX、メール業務のシステム化については、
 - ・FAX、メールにて実施している業務をシステム化することで誤送信等のヒューマンエラーを防止し、セキュリティの強化を図ること
 - ・手作業で実施している申込受付をシステム化する

<p>ムの更改を平成22年度以降実施しておりますが、開発費用が都度接続料原価へ算入されることにより回線管理運営費が上昇すれば、接続事業者に経営上の負担を与えひいては利用者利便性の低下を招く虞があります。</p> <p>従って、NTT東西殿において各種システムの更改や機能追加を実施する際には、メタル回線を利用したサービスの需要減傾向を考慮して、以下のような方法で、接続事業者及び利用者における負担を最小限に抑えるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> □システムの更改や機能追加の範囲は、コスト効率化が実現可能な機能や著しい業務負荷を回避するために必要不可欠な機能の追加といった必要最低限のものに限定 □コスト効率化を目的とした更改や機能追加は、定量的な費用対効果の予測値を明示 □更改コストの接続料原価への算入期間を可能な限り複数年度として上昇を抑制 <p>なお、「DSL開通申込受付システム」、「光ファイバ開通申込受付システム」は、現在、「FAX・メール業務のシステム化」や「処理能力向上を目的としたハードウェア等の増設」、「光ファイバの申込において区間単位でのオーダ修正」を目的とした機能追加を平成24年3月下旬～6月下旬に行う予定であり、開発概算額(NTT東殿:約 [REDACTED] 円、NTT西殿:約 [REDACTED] 円)(注1)は回線管理運営費へ算入される考えがNTT東西殿より示されております。</p> <p>しかしながら、対象システムはどちらも平成22年に更改が実施されたばかりにも係らず改めて機能追加が行われる点、加えて、NTT西殿においては平成23年6月に各種帳票を送受信する際のセキュリティ強化の観点からFAX業務のメール化を開始したにも係らず、今回同様の目的で機能追加が行われる点等からは、その必要性には疑問を抱かざるを得ません。</p> <p>本機能追加は回線管理運営費の更なる上昇が見</p>	<p>ことで運用稼動を削減し、他事業者及び当社の業務効率化を図ること</p> <p>また、</p> <p>(2)ハードウェア増設等及び1オーダ複数回線分割機能については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他事業者からの光ファイバの申込増加に伴い処理能力の向上を図ること ・複数回線をまとめての申込の場合、これまで申込単位で処理していたものを回線単位で処理することにより、業務効率化を図ること <p>を目的に実施するものです。</p> <p>当社としては、今後とも引き続き、他事業者のご理解をいただけるよう十分な説明を行うとともに、具体的な運用面に関する協議を実施していく考えです。</p> <p>なお、今回のシステム機能追加は平成24年2月以降に実施するため、当該コストは平成25年度以降の回線管理運営費に反映されるものであり、今回申請している平成24年度回線管理運営費には影響ありません。</p> <p>開通申込受付システムへの機能追加にあたっては、他事業者からの申込需要を踏まえつつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他事業者及び当社の効率的な業務運営の観点から、必要最小限の開発に限定すること ・他事業者の予見性確保の観点から、事前に必要な情報をご提供すること ・円滑な業務移行の観点から、機能追加前後の並行運用期間を設定すること <p>等を実施しており、今後とも、コストの低廉化や他事業者の予見性確保に努めていく考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ ラインシェアリングの回線管理運営費については、回線数が▲16.2%減少しているのに対して、コストは保守限界に伴うシステム更改の影響</p>	
--	---	--

込まれることから実施の必要性については慎重に検証する必要があり、NTT東西殿は、本機能追加におけるコスト効率化の定量的な費用対効果の予測を実施し、その結果を接続事業者に示して頂く必要があると考えます。

なお、その結果として費用対効果が見込めない場合には、本機能追加の実施は見送るべきと考えます。

(注1)開発概算額については委員限り。
(イー・アクセス)

○(4)回線管理運営費の上昇要因について

平成 24 年 2 月 10 日付文書「各種申込受付システムの機能追加について」において、現状、システムを介さずに、定期的に FAX・電子メールで実施している DSL 及び直収電話（ドライカッパ）の業務について、業務効率化及びセキュリティ保護の強化を目的として「DSL 開通申込受付システム」を利用して行えるよう、当該システムへ機能追加を行う旨の通知が NTT 東西殿よりシステム利用事業者宛になされました。しかしながら、セキュリティ保護の強化という点では、既に接続事業者より要望したパスワード設定による電子メールを利用した業務により目的は果たしているため、接続事業者の観点では更なるシステム開発は不要なものと考えます。

この機能追加に伴うシステム開発が実施された場合、NTT 東西殿それぞれ [REDACTED] 円、[REDACTED] 円（合計約 [REDACTED] 円）が発生し、当該費用は平成 26 年度以降の回線管理運営費へ反映され接続料の上昇要因となります。また、NTT 東西殿によるシステム開発に伴い、接続事業者側のシステム改修及び運用体制の見直し等が発生し、NTT 東西殿の開発費用以外にも接続事業者側で膨大な改修対応作業とコストが発生することとなります。

システム開発にあたっては、NTT 東西殿の一方

もあり、▲7.8%の減となっています。なお、システム更改による影響を除けば、コストは▲15.4%の減となっており、需要の減少に連動しています。

また、ラインシェアリング以外の回線管理運営費についても、回線数が▲4.8%減少しているのに対して、コストは同様に保守限界に伴うシステム更改の影響もあり、▲6.9%の減少となっています。なお、システム更改による影響を除けば、コストは▲13.1%の減となっており、需要の減少以上に削減しています。

当社は、上記の通り、回線数の減に応じたコスト削減を進めており、今後もSO業務の効率化等を図り、引き続きコストの削減に努めていく考えですが、その上で発生したコストについては、利用に応じてご負担していただかざるを得ないと考えます。

なお、ご指摘の需要減の傾向に応じた四半期単位でのSO処理稼働の目標値の設定や見直し、及びそれに対応した回線管理運営費の設定については、回線管理運営費を含む実績原価方式に基づく接続料は、年度毎にコストを把握しているため、現実的に困難と考えます。

ヨイショアリング		H22適用料金 (H22実績)		H23適用料金 (H23実績)		H24適用料金 (H24実績)	
		前年増減	前年増減率	前年増減	前年増減率	前年増減	前年増減率
接続料(1回線あたり)	50円	+4円	+8.0%	+4円	+8.0%	+4円	+8.0%
接続料(契約)	50円	+4円	+8.0%	+4円	+8.0%	+4円	+8.0%
原価	17億円	+4億円	+24.0%	+4億円	+24.0%	+4億円	+24.0%
合計	22713千円総	23267千円総	+354千円総	23777千円総	+420千円総	24277千円総	+462千円総

ヨイショアリング		H22適用料金 (H22実績)		H23適用料金 (H23実績)		H24適用料金 (H24実績)	
		前年増減	前年増減率	前年増減	前年増減率	前年増減	前年増減率
接続料(1回線あたり)	50円	+4円	+8.0%	+4円	+8.0%	+4円	+8.0%
接続料(契約)	50円	+4円	+8.0%	+4円	+8.0%	+4円	+8.0%
原価	26億円	+24億円	+24.0%	32億円	+24億円	32億円	+24.0%
合計	2,946千円総	2,917千円総	-39千円総	2,777千円総	+40千円総	2,777千円総	+40千円総

今回のDSL、光ファイバ開通申込受付システムの機能追加のうち、

(1)FAX、メール業務のシステム化については、
・FAX、メールにて実施している業務をシステム化することで誤送信等のヒューマンエラーを防止し、

<p>的な通知だけではなく、当該システム利用事業者の要望を踏まえ更改の有無を判断し、更なる追加機能開発が必要な場合には NTT 東西殿がその費用対効果を接続事業者へ十分な期間を設け説明し明確化した上で実施すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ メタル回線を利用するサービスの申込受付に係るコストについては、需要が減退している中であるにも関らず、メタル回線に係る各種システムの更改等が度々行われており、需要減に応じたコスト削減がなされていないと考えられます。そのため、当該コストの適正性を検証するとともに、利用実態に応じた必要最小限のコストで申込受付の運用が可能となる方策を検討すべきと考えます。</p> <p>(11 社連名)</p> <p>○ また、受付申込システムに係るコストについても、需要が減退している中であるにも関らず、メタル回線に係る各種システムの更改等が度々行われており、需要減に応じたコスト削減がなされていないと考えられます。そのため、利用実態に応じた必要最小限のコストで申込受付の運用が可能となる方策を検討すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 2. 回線管理運営費について</p> <p>回線管理運営費は接続事業者の光ファイバ需要が十分でないこと等を理由として料金を平準化するための調整等を行っていますが、本件申請において開示された調整前の機能別料金を前年と比較すると、ドライカッパは値下げされているものの、ラインシェアリングと光ファイバは値上げされています。今回の機能別料金の変動には平成 22 年度に NTT 東西が実施し</p>	<p>セキュリティの強化を図ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手作業で実施している申込受付をシステム化することで運用稼動を削減し、他事業者及び当社の業務効率化を図ること <p>また、</p> <p>(2)ハードウェア増設等及び1オーダ複数回線分割機能については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他事業者からの光ファイバの申込増加に伴い処理能力の向上を図ること ・複数回線をまとめての申込の場合、これまで申込単位で処理していたものを回線単位で処理することにより、業務効率化を図ること <p>を目的に実施するものです。</p> <p>当社としては、今後とも引き続き、他事業者との理解をいただけるよう十分な説明を行うとともに、具体的な運用面に関する協議を実施していく考えです。</p> <p>なお、今回のシステム機能追加は平成 24 年 2 月以降に実施するため、当該コストは平成 25 年度以降の回線管理運営費に反映されるものであり、今回申請している平成 24 年度回線管理運営費には影響ありません。</p> <p>開通申込受付システムへの機能追加にあたっては、他事業者からの申込需要を踏まえつつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他事業者及び当社の効率的な業務運営の観点から、必要最小限の開発に限定すること ・他事業者の予見性確保の観点から、事前に必要な情報をご提供すること ・円滑な業務移行の観点から、機能追加前後の並行運用期間を設定すること <p>等を実施しており、今後とも、コストの低廉化や他事業者の予見性確保に努めていく考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ KDDI 殿、イー・アクセス殿及び株式会社 TOKAI</p>	
---	---	--

た受付システムの更改が影響していると推察いたしますが、受付システムの更改が実施されたのは DSL(ラインシェアリング、ドライカッパ)と光ファイバであり、ドライカッパの値下げに対して、ラインシェアリング、光ファイバが値上げとなっていることは、ラインシェアリング、光ファイバについてシステム更改を吸収するだけの適切なコストコントロールが行われず、結果として平準化のための調整等実施後の回線管理運営費は、今後の需要増が見込まれないメタル回線の1回線当たりのコストを押し上げることとなっています。システム更改にはハードウェアのサポート期限の到来に対応するなどやむをえないものもあるものの、機能改修については機能改修によるNTT東西の業務効率化によるコスト削減に加えて回線需要の推移も加味し、1回線あたりのコストを抑制なし維持できるものに限定すべきです。またシステム更改の内容と実施時期はNTT東西から接続事業者に対して直前に通知されることが多く、今後の中長期のシステム更改の計画についても明らかにはされておりません。NTT東西の機能改修には接続事業者側での対応を要するものが多く、仮に全接続事業者がNTT東西の想定する並行期間内に対応できない場合、試算されたコストで移行できない事態も想定されます。よって上記の通りNTT東西のコストコントロールが十分ではないと考えられる以上、今後のシステム更改に際してはあらかじめ情報開示を行い、内容の妥当性、コスト削減効果の検証および接続事業者が対応するための時期の調整等を行った上でシステム更改の可否を決定することが必要です。

【参考】機能別料金(月額)※調整前

	PHS基地局回線 NTT東日本	NTT西日本	ラインシェアリング NTT東日本	NTT西日本	ドライカッパ NTT東日本	NTT西日本	光ファイバ NTT東日本	NTT西日本
平成24年度 回線管理運営費	58円	42円	43円	44円	46円	57円	124円	241円
平成23年度 回線管理運営費	58円	44円	39円	40円	49円	67円	106円	201円
平成23年との差	+0円	▲2円	+4円	+4円	▲3円	▲10円	+18円	+40円

(TOKAIコミュニケーションズ)

コミュニケーションズ殿意見に賛同します。

NTT東西殿が接続事業者に提供する受付申込システムは、接続事業者が提供する通信サービスを申し込まれたお客様の回線開通を迅速かつ円滑に処理するものであり、基本的な考え方として、接続事業者の意向を反映した機能開発は実施されるべきと考えます。

しかしながら、今回の開発はNTT東西殿で発生したFAXの誤送等を防止するためのセキュリティ対策であり、接続事業者側の要望に基づくものではありません。弊社共としては、現状の運用をパスワード設定による電子メールでの通知に切り換えたことにより、現状でもセキュリティは十分に確保されているものと考えます。

従って、NTT東西殿は今回のシステム更改について、接続事業者間の情報の公平性および効率性の観点から、接続事業者に対する説明会を開催し、システム更改の必要性について説明責任を果たすことが不可欠と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

○ NTT東・西における各種システムの改修は接続事業者の事業運営に大きな影響を及ぼします。

システム改修については、仕様や工数等の詳細な情報が開示されないため、システム改修の妥当性やそのコストの適正性について、接続事業者側では判断できないまま改修が実施され、費用負担をすることになっています。

そのため、接続事業者の事業の予見性やコストの透明性確保の観点から、左記意見にもある通り、NTT東・西においては、各種システムの改修を計画する場合には、事前に詳細な情報を接続事業者に開示、説明すると共に、費用対効果について総務省及び接続事業者等を交えて検証し、接続事

	<p>業者のコンセンサスを得た上で実施する必要があると考えます。</p> <p>特に、需要が減退しているサービスに関するシステムの改修は、実施の是非を慎重に判断し、その上で実施する場合においては、必要最小限のコストで行われるべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○回線管理運営費について</p> <p>回線管理運営費コストについて費用対効果に見合った最適化が必要とする各社殿のご意見に賛同します。</p> <p>需要減が回線管理運営費の上昇の要因になっている状況を踏まえると、NTT東西殿には、需要減に見合った申込受付稼動等の適正化・低廉化を図って頂くことや、システム更改や機能追加を実施する際は、業務効率化による費用対効果が見込まれるものなどに限定して対処を行って頂く必要があると考えます。</p> <p>また、DSL・ドライカッパ事業者には、「FAX送受信用帳票の電子メール化について(NTT東殿:平成23年5月2日付、NTT西殿:平成23年3月29日付)」として、NTT東西殿より協力依頼の案内があり、運用導入に向けた検討及び部分的な導入を実施した経緯がございます。システム機能追加といったコストをかけずとも運用の見直しにより、セキュリティ強化・業務効率化を図ることが可能であったにも拘らず、回線管理運営費の上昇要因となるシステム機能追加に踏み切った理由をDSL・ドライカッパ事業者にご説明いただく必要があると考えます。DSL事業者としましては、今回のシステム機能追加は、コスト削減の観点から、必要性に大きな疑問を感じております。</p> <p>なお、各社殿からも強く懸念する意見が寄せられていることから、仮にシステム開発がしかかり中</p>
--	---

	<p>であった場合、システム機能追加する必要性及び費用対効果が明確になるまでは、開発を止めるべきと考えます。 (イー・アクセス)</p>																																																																											
意見12 工事費・手続費について、コスト効率化の一環として、作業における業務習熟度等を考慮して工数の短縮化を図る必要がある。	再意見12	考え方12																																																																										
<p>○2.工事費・手続費及びコロケーション料金等 工事費・手続費算定の作業単金について 本申請においても、工数については平成18年度から改善が見られず、工事や手続きにおけるNTT東西殿の業務効率化については引き続きコスト削減が図られていないものと考えます。従って、コスト効率化の一環として、作業における業務習熟度等を考慮して工数の短縮化を行って頂く必要があると考えます。 なお、NTT西殿の工数の値はNTT東殿と比較して工数の時間が長い傾向となっておりますが、平成23年1月に「コロケーション業務支援システム」の更改が実施され、NTT東西間の機能差分が解消されたことを鑑みれば、今後NTT西殿においては各種手続きにてNTT東殿と同水準の業務効率化が可能になると見えます。 従って、NTT西殿においては上記の点を反映して、平成25年度接続料以降の工数を短縮化して頂く必要があると考えます。</p> <p>〔工数の推移〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">(単位:時間)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">NTT東</th> <th colspan="2">NTT西</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H17年度</th> <th>H18年度～24年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度～24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>POI調査費用</td> <td>ラック増設</td> <td>1.503</td> <td>1.418</td> <td>1.640</td> <td>1.578</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ダークファイバ</td> <td>0.125</td> <td>0.135</td> <td>0.150</td> <td>0.153</td> </tr> <tr> <td>線路設備調査費</td> <td></td> <td>0.358</td> <td>0.345</td> <td>0.410</td> <td>0.317</td> </tr> <tr> <td>設計費用</td> <td>ラック設置の場合</td> <td>8.082</td> <td>7.788</td> <td>8.215</td> <td>8.003</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電力カッケ等の設備2種類以上</td> <td>5.572</td> <td>5.500</td> <td>5.587</td> <td>5.560</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電力カッケ等の設備1種類</td> <td>4.027</td> <td>3.688</td> <td>3.208</td> <td>3.335</td> </tr> <tr> <td>施工結果確認費用</td> <td>ラック設置の場合</td> <td>1.450</td> <td>1.430</td> <td>1.495</td> <td>1.403</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電力カッケ等の設備2種類以上</td> <td>1.373</td> <td>1.315</td> <td>1.432</td> <td>1.357</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電力カッケ等の設備1種類</td> <td>1.125</td> <td>1.095</td> <td>1.178</td> <td>1.070</td> </tr> <tr> <td>立会費用</td> <td>機器搬入</td> <td>1.855</td> <td>1.763</td> <td>1.693</td> <td>1.592</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イー・アクセス)</p>		(単位:時間)				NTT東		NTT西			H17年度	H18年度～24年度	H17年度	H18年度～24年度	POI調査費用	ラック増設	1.503	1.418	1.640	1.578		ダークファイバ	0.125	0.135	0.150	0.153	線路設備調査費		0.358	0.345	0.410	0.317	設計費用	ラック設置の場合	8.082	7.788	8.215	8.003		電力カッケ等の設備2種類以上	5.572	5.500	5.587	5.560		電力カッケ等の設備1種類	4.027	3.688	3.208	3.335	施工結果確認費用	ラック設置の場合	1.450	1.430	1.495	1.403		電力カッケ等の設備2種類以上	1.373	1.315	1.432	1.357		電力カッケ等の設備1種類	1.125	1.095	1.178	1.070	立会費用	機器搬入	1.855	1.763	1.693	1.592	<p>○ 工事費・手続費については、平成18年度接続料において、作業時間の見直しを実施しており、業務の熟練化が反映された効率的な作業時間となっております。 なお、今回の本申請においては、システム化等による作業環境の大きな変化ではなく作業時間は同一としていますが、今後システム化等による作業環境の変化があった場合には、作業時間を見直す考えです。 (NTT東日本)</p> <p>○ 工事費・手続費については、平成18年度接続料において、作業時間の見直しを実施しており、業務の熟練化が反映された効率的な作業時間となっております。 なお、先般更改を実施した「コロケーション業務支援システム」は、申込受付のためのシステムであり、ご指摘いただいた業務の作業時間に影響を与えるものではありませんが、今後もシステム化等による作業環境の変化があった場合には、作業時間を見直す考えです。 (NTT西日本)</p>	<p>○ NTT 東西においては、平成 18 年 2 月 28 日付け情報通信審議会答申を踏まえ、新サービスに係る手続費やシステム化の影響を受ける手續費など、作業工数や作業環境の変化が生じているものに関し、適時に作業時間の再計測を行い、必要に応じて作業時間の見直しを行うことが必要である。</p>
		(単位:時間)																																																																										
	NTT東		NTT西																																																																									
	H17年度	H18年度～24年度	H17年度	H18年度～24年度																																																																								
POI調査費用	ラック増設	1.503	1.418	1.640	1.578																																																																							
	ダークファイバ	0.125	0.135	0.150	0.153																																																																							
線路設備調査費		0.358	0.345	0.410	0.317																																																																							
設計費用	ラック設置の場合	8.082	7.788	8.215	8.003																																																																							
	電力カッケ等の設備2種類以上	5.572	5.500	5.587	5.560																																																																							
	電力カッケ等の設備1種類	4.027	3.688	3.208	3.335																																																																							
施工結果確認費用	ラック設置の場合	1.450	1.430	1.495	1.403																																																																							
	電力カッケ等の設備2種類以上	1.373	1.315	1.432	1.357																																																																							
	電力カッケ等の設備1種類	1.125	1.095	1.178	1.070																																																																							
立会費用	機器搬入	1.855	1.763	1.693	1.592																																																																							

意見13 コロケーション費用である電気料について は、調整額の算入により前年度比で大幅に上昇している。今後も電気料の動向は見通しが立たないため、予見性・透明性を確保する観点から、算定根拠の開示や説明会において詳細な説明を行うべき。また、平成23年12月20日付情報通信審議会答申に基づいて出された行政指導に従い、電気料の扱いの柔軟化について早急に運用を見直すべき。 ※赤枠・赤マーカーの箇所は委員限り。	再意見13	考え方13
<p>○電気料について コロケーション費用の電気料は、前年比NTT東殿：約 [REDACTED] %、NTT西殿：[REDACTED] と大幅に上昇しております(当社比較)(注2)。上昇の要因は、調整額算入によるものと思われますが詳細な情報は不明瞭であり、今後も電気料の動向は見通しが立たないため、予見性及び透明性を確保する観点からも、算定根拠の開示及びNTT東西殿主催の接続料改定の説明会において詳細な説明を実施すべきと考えます。</p> <p>また、社会的にも電気料の値上がりや節電対策等の電力問題について重要性が問われている現状においては、需要減少に伴う設備効率化を促進することは急務であると考えます。</p> <p>NTT東西殿においては、平成24年2月2日の情報通信審議会答申に基づく行政指導の要請事項により、電気料の扱いの柔軟化の具体的な考え方を検討して頂いているところですが、早急に運用の見直しを実施すべきと考えます。</p> <p>(注2)電気料の上昇率については委員限り。 (イー・アクセス)</p>	<p>○ 電気料については、適用単金と実績費用の差が調整額として反映されるものの、各電力会社の各ビル毎の契約料金をもとに算定しております。 ご指摘の約 [REDACTED] % (注) 増となっている電気料については、調整額を除いた場合の改定率は約 [REDACTED] % (注) であり、これは電力会社の燃料費調整額上昇による契約料金の値上げの影響によるものです。 また、電気料の予見性及び透明性の確保については、2~3月にかけて順次、ビル毎の電気料を各事業者に開示しており、ご要望に応じてその内容についてご説明させていただく考えです。 なお、電気料の扱いの柔軟化については、審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成23年12月20日)を受けて、現在検討を進めているところであり、今後、各事業者との協議等を行い、具体的な考え方を整理していく予定です。</p> <p>(注)電気料の上昇率については委員限り。</p>	<p>○ 今回の電気料の上昇は、電力会社の燃料費調整額上昇による平成23年度のNTT東西と電力会社との契約電気料金の値上げの影響と、平成22年度における実績収入と実績費用の差額をもとに算定した乖離額調整の影響によるものである。 コロケーション費用である電気料の算定自体は、接続約款に規定された算定方法により適正に行われているものと認められるが、接続料算定の予見性・透明性は常に確保されることが重要である。この点、NTT東西より、ビル毎の電気料を各事業者に開示し、要望に応じ内容を説明する考えが示されている。NTT東西においてはこうした取組を今後一層進めることが適当である。</p> <p>○ 電気料の扱いの柔軟化については、ブロードバンド答申において、「コロケーション設備の仕様に基づく最大消費電力ではなく、例えば、実際の使用電力を踏まえた接続事業者からの書面手続きに応じて電気料を計算する等、コロケーション装置に係る電気料の扱い(「申込電力」の考え方)を柔軟化することが適当」と整理されており、行政指導も踏まえ、NTT東西と関係事業者の間で事業者間協議を行い、具体的な柔軟化の方法を検討することが適当である。</p>

委員限り

(NTT東日本)

- 電気料については、適用単金と実績費用の差が調整額として反映されるものの、各電力会社の各ビル毎の契約料金をもとに算定しております。

ご指摘の約 [] % (注) 増となっている電気料については、調整額を除いた場合の改定率は約 [] % (注) であり、これは電力会社の燃料費調整額上昇による契約料金の値上げの影響によるものです。

また、電気料の予見性及び透明性の確保については、2~3月にかけて順次、ビル毎の電気料を各事業者に開示しており、ご要望に応じてその内容についてご説明させていただく考えです。

なお、電気料の扱いの柔軟化については、審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成23年12月20日)を受けて、現在検討を進めているところであります、今後、各事業者との協議等を行い、具体的な考え方を整理していく予定です。

(注) 電気料の上昇率については委員限り。

委員限り

(NTT西日本)

- 電気料について

電気料については、調整額が導入された結果、毎年度の料金額の上下変動が激しくなっており、接続事業者の事業計画に及ぼす影響が大きい一方で予見性が働かない状況となっております。そのため、現状の調整額の算定方法の適否を含めて早急に検証し、必要な見直しを講じるべきと考えます。

また、電気料は実際の収支が明確である点が通常の接続料とは異なることから、調整額を含めた接続事業者の負担額とNTT東西殿の年度収支との関係を、平成23年12月のブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方答申の「コロケーション設備の減設に対応したコスト算定方法(電気料算定)の見直し」で問題提起された電気料の定格値での負担が公平性(接続事業者間、もしくはNTT東西殿と接続事業者間)を損なっていないかといった観点も含めて、検証することが必要と考えます。

(イー・アクセス)

- イー・アクセス殿意見に賛同します。

情報通信審議会答申に基づく要請事項(平成24年2月2日付け)ではNTT東西殿に対し平成24年6月までに電気料の扱いに関する検討結果を

	<p>求めているところですが、今夏の全国的な電力逼迫も懸念されている状況下においては、時期を前倒しして検討結果の報告、及び運用見直しを実施することが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気料については、光ファイバやドライカッパ等の各種接続料金案やそれに関する算定根拠等の開示がなされた後、ある程度の期間が経過してから、NTT東・西より個別に単金通知がなされるのみとなっています。 <p>電気料を含む各種接続料の改定は事業に大きな影響を与えることから、事業の予見性を確保するためにも、他の実際費用方式に基づく接続料の認可申請と同じタイミングで接続事業者に改定料金を通知すべきです。</p> <p>加えて、当該料金は、算定根拠が開示されず、料金の増減についての理由が不透明なままとなっているため、NTT東・西においては、当該料金を含め各種接続料について、光ファイバやドライカッパ等の接続料改定時と同様に、接続事業者に対し改定内容に関する説明を実施するなど透明性の確保に努めるべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
意見14 電話帳掲載手続費について、コストや負担方法の妥当性を検証すべき。	再意見14	考え方14
<p>○ 4. 電話帳掲載手続費について</p> <p>例えば、電気通信料金算定要領においては電話帳広告収入は原価から控除することとなっておりますが、NTT 東西殿の電話帳掲載手続費においては電話帳広告収入を控除していないかわりに、電話帳広告に係る費用をコストとして含めていないと認識しています。しかしながら、接続事業者のユーザにお</p>	<p>○ 接続料は個別に把握可能な費用に基づき算定することが原則であり、電話番号掲載のみに係る費用を原価として掲載電話番号数で除して算定している電話帳掲載手続費は、適切であると考えております。</p> <p>なお、当社加入電話等ユーザの電話帳掲載については、1 電話番号 1 掲載が無料となっており</p>	<p>○ 接続料は関連する費用のみを接続料原価に算入して算定することが原則であるところ、電話帳掲載手続費は、電話番号掲載とは関係のない費用である広告掲載に係る費用を除外した上で算定されているものであり、このような算定方法には妥当性がある。</p> <p>なお、現行の接続料算定に係る規定において</p>

<p>いても NTT 東西殿の電話帳に掲載し広告を出すことは可能となっています。</p> <p>また NTT 東西殿のユーザ約款においては、電話帳に掲載する場合、ユーザには重複掲載時に 500 円の料金が請求されますが 1 掲載であれば当該料金は請求されません。一方、接続事業者に対する電話帳掲載手續費は 1 掲載目から料金が請求されています。</p> <p>これらの点から①電話帳広告に係る費用をコストに加えた上で電話帳広告収入を控除した額がどの程度になるのか、また②利用者料金と接続料金の関係について総務省殿で確認いただき、電話帳掲載手續費のコストや負担方法についての妥当性を検証すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>ますが、電話帳の発行に係る費用については、当社利用部門が接続事業者様と同様に費用負担をした上で、実施しているものであり、当社利用部門と接続事業者様の同等性は確保しております。</p> <p>(NTT 東西)</p>	<p>は、ユーザと接続事業者の費用負担の同等性を確保することまでは求められていない。また、1掲載目から電話帳掲載手續費の負担が求められるという点については、接続事業者と NTT 東西の費用負担の同等性が確保されていることから、この限りにおいては当該手續費には妥当性がある。</p>
<p>意見15 公衆電話の接続料については、コスト削減がトラヒックの減少に追いついておらず、今後更に上昇していくことが想定され、結果として国民負担の増加につながる懸念があることから、費用削減を図るべき。特に、電話ボックスの清掃料等外部委託しているコストについては、コストの適正性を外部から検証できるようにすべき。</p>	<p>再意見15</p>	<p>考え方15</p>
<p>○【公衆電話】</p> <p>今回申請された平成24年度接続料では、NTT東日本においては平成23年度接続料より低減していますが、これはトラヒックが一時的に急増したことが要因であり、ドライカッパ同様、本質的には、コスト削減がトラヒックの減少に追いついておらず、既にユーザー料金を上回っている接続料が今後も更に上昇していくことが想定され、料金値上げ等、国民負担の増加につながる懸念があります。</p> <p>トラヒックが減少し続けている中、公衆電話機に係るコストのうち、大半を占めているのは電話ボックス</p>	<p>○ 公衆電話に係る接続料については、低利用公衆電話の廃止(約▲1.6万台(H22実績))、撤去した公衆電話機の再利用といった不断のコスト削減努力により約▲13.6%(H22実績)のコスト削減を行う一方で、東日本大震災に伴う街頭公衆電話の無料化による一時的なトラヒック増の影響により年間トラヒックが▲10.5%の減少にとどまったため、値下げとなっています。</p> <p>ご指摘の清掃や料金収集に係るコストについても、清掃や料金収集の回数を削減する等、徹底した効率化に努めているところです。</p>	<p>○ 公衆電話発信機能等の公衆電話機能に係る接続料については、NTT 西日本の再意見にあるとおり、コストの削減・効率化の努力がなされているものの、トラヒックが大幅に減少したことから、結果として接続料が上昇しているものである。</p> <p>NTT 西日本自身がコストの太宗を負担するとしても、接続事業者からコスト削減インセンティブについての懸念が依然示されている状況を踏まえると、当該インセンティブに係る課題が解消されたとまでは言えないことから、NTT 西日本においては、トラヒック・回線数の減少に応じ、外部委託</p>

に係る清掃料や料金回収コスト等の施設保全費であるため、当該費用の削減を図るべきと考えます。特に、清掃料等の外部委託しているコストについては、委託先の選定方法や委託先事業者、当該コストの適正性を外部から検証できるようにすべきと考えます。

また、第一種公衆電話はユニバーサルサービス基金の対象であり、補てんを受けることができるため、NTT東・西のコスト削減のインセンティブが働きづらいことから、上述のような委託先の選定方法や委託先事業者、委託コストについて外部からの検証を早急に実施すべきです。

(KDDI)

なお、当社の利用部門は、利用見合いで他事業者と同等の接続料を負担することで最も多くコストを負担しており、コスト削減へのインセンティブは十分働いていることから、他事業者からの検証は必要ないものと考えます。

<参考>公衆電話台数等の前年比較
(数値はアナログ公衆電話+デジタル公衆電話の合計)

・公衆電話台数

H21末:13万8千台→H22末:12万2千台(▲11.9%)

・公衆電話に係るコスト

H21:129億→H22:111億(▲13.6%)

・公衆電話に係るトラヒック

H21:554万時間→H22:495万時間(▲10.5%)

(NTT 東日本)

○ 公衆電話に係る接続料については、低利用公衆電話の廃止(約▲1.4万台(H22実績))や撤去した公衆電話機の再利用といった不断のコスト削減努力により約▲7.0%(H22実績)のコスト削減を行ったものの、携帯電話へのシフト等によりトラヒックが大幅に減少したことにより(▲17.4%)、値上げとなっています。

ご指摘の清掃や料金収集に係るコストについても、清掃や料金収集の回数を削減する等、徹底した効率化に努めているところです。

なお、当社の利用部門は、利用見合いで他事業者と同等の接続料を負担することで最も多くコストを負担しており、コスト削減へのインセンティブは十分働いていることから、他事業者からの検証は必要ないものと考えます。

<参考>公衆電話台数等の前年比較
(数値はアナログ公衆電話+デジタル公衆電話の

にかかるコストも含め、一層のコスト削減効果が出るように努めることが適当である。

なお、東日本大震災の発生時における公衆電話の無料化によりトラヒックが急激に増加したことから、平成24年度のNTT東日本における公衆電話機能の接続料は低下しているものの、調整額の適用により、後年度において接続料が上昇する可能性があることには留意が必要である。

	<p>合計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電話台数 H21末:14万5千台→H22末:13万1千台(▲9.6%) ・公衆電話に係るコスト H21:107億→H22:100億(▲7.0%) ・公衆電話に係るトラヒック H21:468万時間→H22:387万時間(▲17.4%) <p>(NTT 西日本)</p> <p>○ フュージョン・コミュニケーションズ株式会社殿、KDDI 殿の意見に賛同します。優先接続手続費や公衆電話接続料等は、ドライカッパと同様に、トラヒックや利用件数の減少にコスト削減が追いついておらず、実質的に値上げとなっています。このことは、トラヒック、利用件数又は回線数等の減少に応じてコスト削減することが現状の方法では難しいことを示しているものと考えられるため、NTT 東西殿へ対しコスト削減インセンティブが機能するような新たな施策の検討が必要です。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
意見16 需要の減少により上昇傾向にある専用線の接続料を抑制するため、コスト削減の検証を行うとともに、イーサネット等への円滑な移行が進められるよう接続料算定の在り方を見直していく必要がある。	再意見16	考え方16
○ 【専用線】 専用線についても、需要の減少による接続料水準の上昇傾向が続いているが、例えば、法人ユーザーにおいてイーサネット等が利用できない事業所が存在するために、依然として専用線に頼らざるを得ないケースも存在しており、ユーザー利便確保の観点	○ 接続料は、実際の設備に係るコストをご負担いただく実績原価方式で算定することが基本と考えます。 今回のH24年度適用の専用線接続料(通信路設定伝送機能)は、下表のとおり、各サービスにおいて、需要の減少がコストの減少を上回ってお	○ 専用線に係る接続料については、NTT 東西の再意見にあるとおり、専用線メニュー全体で見るとコストの減が回線数の減を上回っている。しかし、サービス別に見ると、コスト削減を行っているものの、イーサネット系サービスへの移行等により回線数が大幅に減少したことから、結果として

から接続料の上昇を抑制する必要があります。そのため、NTT東・西が需要の減少に応じたコスト削減を十分に行っているか検証するとともに、ドライカッパと同様に専用線のマイグレーションをどのように進めていくのかについてユーザーのニーズも踏まえながら、円滑な移行が進められるよう、接続料算定の在り方を見直していく必要があると考えます。

(KDDI)

り、値上げ傾向となっています。

専用線接続料(通信路設定伝送機能)に係るコストは、当社の利用部門が最も多く負担していることから、当社として当然コスト削減努力は常に進行していくものです。

しかしながら、その努力を前提としても、イーサ系サービスへの移行等による需要減が激しく、H25年度以降も接続料が上昇していくことが想定されますが、当社のレガシー系サービスを利用する他事業者には、当社同様、利用に応じてご負担していただかざるを得ないと考えます。

	コスト(百万円)		回線数(回線)		増減率	
	H22実績	H21実績	H22実績	H21実績	コスト	回線数
一般専用	9,333	9,213	233,044	248,775	1.3%	▲6.3%
ディジタルアクセス	5,181	5,403	129,416	146,199	▲4.1%	▲11.5%
高速ディジタル	2,684	2,840	6,225	7,029	▲5.5%	▲11.4%
ATM専用	2,055	2,370	1,845	2,326	▲13.3%	▲20.7%
(参考)合計	19,253	19,826	370,531	404,328	▲2.9%	▲8.4%

※コストは専用加入者総接続モジュール、回線数は専用加入者総接続モジュールにおける機種別回線数

(NTT東日本)

○ 接続料は、実際の設備に係るコストをご負担いただく実績原価方式で算定することが基本と考えます。

今回のH24年度適用の専用線接続料(通信路設定伝送機能)は、下表のとおり、一部サービスにおいて、需要の減少がコストの減少を上回っており、値上げ傾向となっています。

専用線接続料(通信路設定伝送機能)に係るコストは、当社の利用部門が最も多く負担していることから、当社として当然コスト削減努力は常に進行していくものです。

しかしながら、その努力を前提としても、イーサ系サービスへの移行等による需要減が激しく、H25年度以降も接続料が上昇していくことが想定されますが、当社のレガシー系サービスを利用する

接続料が上昇しているものが存在している。

このようなレガシー系サービスについては、イーサネット系サービスへの移行等による需要の減少が今後も続くと想定される。この点、NTT 東西自身がコストの太宗を負担するとしても、接続事業者からコスト削減インセンティブについての懸念が依然示されている状況を踏まえると、NTT 東西においては、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることが適当である。

	<p>他事業者には、当社同様、利用に応じてご負担していただかざるを得ないと考えます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="2">コスト(百万円)</th><th colspan="2">回線数(回線)</th><th colspan="2">増減率</th></tr> <tr> <th>H22実績</th><th>H21実績</th><th>H22実績</th><th>H21実績</th><th>コスト</th><th>回線数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般専用</td><td>7,117</td><td>7,169</td><td>226,653</td><td>240,981</td><td>▲0.7%</td><td>▲5.9%</td></tr> <tr> <td>デジタルアクセス</td><td>3,473</td><td>3,791</td><td>113,084</td><td>130,311</td><td>▲8.4%</td><td>▲13.2%</td></tr> <tr> <td>高速ディジタル</td><td>1,808</td><td>2,114</td><td>6,700</td><td>8,133</td><td>▲14.5%</td><td>▲17.6%</td></tr> <tr> <td>ATM専用</td><td>1,564</td><td>2,175</td><td>2,616</td><td>3,046</td><td>▲28.1%</td><td>▲14.1%</td></tr> <tr> <td>(参考)合計</td><td>13,962</td><td>15,249</td><td>349,054</td><td>382,472</td><td>▲8.4%</td><td>▲8.7%</td></tr> </tbody> </table> <p>※コストは専用加入者終装置セグメント、回線数は専用加入者終装置セグメントにおける機能別回線数</p> <p>(NTT 西日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> KDDI 株式会社(以下、「KDDI」という。)殿の意見に賛同します。ドライカッパに限らず、レガシー系サービスは需要の減少にコスト削減が追いつかず接続料が上昇傾向にあるため、マイグレーションに伴うレガシー系サービスの接続料算定の在り方について、速やかに協議の場を設置し検討を進める必要があると考えます。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		コスト(百万円)		回線数(回線)		増減率		H22実績	H21実績	H22実績	H21実績	コスト	回線数	一般専用	7,117	7,169	226,653	240,981	▲0.7%	▲5.9%	デジタルアクセス	3,473	3,791	113,084	130,311	▲8.4%	▲13.2%	高速ディジタル	1,808	2,114	6,700	8,133	▲14.5%	▲17.6%	ATM専用	1,564	2,175	2,616	3,046	▲28.1%	▲14.1%	(参考)合計	13,962	15,249	349,054	382,472	▲8.4%	▲8.7%	
	コスト(百万円)		回線数(回線)		増減率																																													
	H22実績	H21実績	H22実績	H21実績	コスト	回線数																																												
一般専用	7,117	7,169	226,653	240,981	▲0.7%	▲5.9%																																												
デジタルアクセス	3,473	3,791	113,084	130,311	▲8.4%	▲13.2%																																												
高速ディジタル	1,808	2,114	6,700	8,133	▲14.5%	▲17.6%																																												
ATM専用	1,564	2,175	2,616	3,046	▲28.1%	▲14.1%																																												
(参考)合計	13,962	15,249	349,054	382,472	▲8.4%	▲8.7%																																												
意見17 優先接続受付手続費について、原価の内訳を細分化し、需要減に応じたコスト削減が追いつかない理由について、各費用等に項目を細分化し、具体的な説明を行うことが必要。	再意見17	考え方17																																																
<ul style="list-style-type: none"> 優先接続受付手続費の改定について NTT 東西殿より認可変更申請のあった優先接続受付手続費の値上げ額は、下表のとおり過年度と比較しても際立って上昇しています。 同手続費に関しては、昨年度にも同様の意見書を提出し、「NTT 東西においては、利用見込み件数の減少に応じた一層のコスト削減効果が出るように努めることが適当である。」と審議会の考え方方が示されていました。しかし、今回の認可変更申請では下表のとおり、需要減とコスト減との関係について乖離 	<ul style="list-style-type: none"> 優先接続受付手続費は、マイライン受付に係る費用からお客様がご負担するマイライン登録料収入を控除したものを手続費の原価とし、マイライン登録受付区分数で除することで算出しております。 またご意見いただいたいる手続費は前年度と比較して、 ・受付に係る費用は▲3.0億円(▲10%)減少したものの、マイライン登録料の総額が▲5.4億円(▲26%)減少したため、手続費の原価が+2.4億円(+24%)増加したこと 	<ul style="list-style-type: none"> 優先接続受付手続費については、設備管理運営費からユーザーのマイライン登録料相当を差し引いた額が事業者間精算対象額となり、マイライン登録受付区分数で除することにより算定されている。このため、コスト削減の程度とともに、当該登録料収入や登録受付区分数が接続料の水準にも影響を与えているところである。 コスト削減に関しては、他事業者の手続費水準の予見性を高める観点から、マイライン受付システムの更改等に当たり、NTT 東西からマイライン 																																																

が拡大しています。(今回の申請によりタイムラグ精算が確定することになる平成22年度では、受付件数が前年度比▲21.6%に対して、原価は同▲9.6%であること。)

手続費原価の内訳が、設備管理運営費(総原価の99.7%を占める)の1項目だけであるため、NTT東西殿が努めるコスト削減効果を確認することができません。

本年1月31日のNTT東西主催の事業者向け説明会では、需要減に対してコスト削減が追いつかなかったことが要因との説明がされただけでした。

本手続費についても網使用料の算定根拠資料と同様に、SO管理(受付等)やDB管理等にかかる費用等に項目を細分化し、コスト削減が追いつかない具体的な説明を求めます。

今後も想定される需要減に応じたコスト削減効果の具体化について、総務省からの適切な指導がされることを要望いたします。

表:優先接続受付手続費の算定根拠となる原価・登録受付区分数等の推移

<今回の申請対象>

タイムラグ適用年度	平成19年度	平成20年	平成21年度	平成22年度
受付手続費の原価(千円)	4,031,250※	3,269,111	3,037,914	2,747,460
前年度比	—	▲18.9%	▲7.1%	▲9.6%
有料登録受付件数(千件)	3,372	2,932	2,554	1,881
利用者負担額(千円)	2,698	2,346	2,043	1,505
前年度比	—	▲13.0%	▲12.9%	▲26.4%
登録受付区分数(千件)	23,534	19,286	16,954	13,293
前年度比	—	▲18.1%	▲12.1%	▲21.6%
事業者負担額(千円)	1,345	927	986	1,243
前年度比	—	▲31.0%	+6.3%	+26.1%
適用料金	56円	47円	58円	92円
前年度比	—	▲16.1%	+23.4%	+58.8%

※:システム更改に伴うデータ移行費等の一時的な費用を含む。
(フュージョン・コミュニケーションズ)

・登録受付区分数が▲22%減少したことから、対前年で+34円(+59%)の増加となりました。

当社は、コスト削減のためにマイライセンタの統合、受付時間の短縮化等を実施しており、また、実施にあたっては予見性確保のために事前に施策内容をマイライイン参加事業者様にご案内しております。当社としては今後ともコスト削減に努めていく考えです。

【コスト削減施策例】

- ・マイライセンタの統合による運営費の削減(平成19年度)
- ・受付時間の短縮(9~20時30分⇒9~17時)による受付稼動の削減(平成21~23年度)
- ・対応外国語の縮小・廃止による受付稼動の削減(平成22~23年度)
- ・土日・祝日の受付対応廃止による受付稼動の削減(平成23年度)

表:優先接続受付手続費の比較

区分	平成21年度	平成22年度	増減
①受付に係る費用(百万円)	3,047	2,747	▲300(▲10%)
②マイライセンタ受付料収入(百万円)	2,061	1,521	▲540(▲26%)
③手続費の原価(①-②)(百万円)	986	1,226	+240(+24%)
④登録受付区分数(千件)	16,954	13,293	▲3,661(▲22%)
⑤手続費(③)/④(円)	58	92	+34(+59%)

※②には損害賠償回収額を含む

(NTT東西)

○ フュージョン・コミュニケーションズ株式会社殿、KDDI殿の意見に賛同します。優先接続手続費や公衆電話接続料等は、ドライカッパと同様に、トラヒックや利用件数の減少にコスト削減が追いついておらず、実質的に値上げとなっています。このことは、トラヒック、利用件数又は回線数等の減少に応じてコスト削減することが現状の方法では難しいことを示しているものと考えられるため、NTT東西殿

事業者協議会を通じた周知を行っている。また、NTT東西の再意見にあるとおり、マイライセンタの統合、受付時間の短縮化等のコスト削減に向けた具体的な取組も進められ、マイライイン参加事業者へも周知が図られている。

次に、登録受付区分数等についても、当審議会答申(H21.2.24)を踏まえ、四半期ごとにその実績を開示していることから、必要な情報は開示されているものと認められる。

以上を踏まえ、NTT東西においては、引き続き、利用見込み件数の減少に応じた一層のコスト削減効果が出るように努めるとともに、予見可能性を高める観点から、こうした取組やそれに伴うコスト削減額について接続事業者に可能な限り具体的に説明することが適当である。

	<p>へ対しコスト削減インセンティブが機能するような新たな施策の検討が必要です。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)【再掲】</p>	
意見18 NTT東日本における光信号局内伝送路(局内光ファイバ)の接続料算定には非効率性が反映されているため、NTT西日本のものと比べて大きな差があることから、NTT西日本のケーブル構成比率や芯線使用率を用いて算定した額を適用すべき。	再意見18	考え方18
<p>○ 2. 光信号局内伝送路について (1)効率性について 光信号局内伝送路(局内光ファイバ)の接続料は、同じ収容ビルに設置する伝送路でありながら、NTT 東日本殿が 428 円/芯/月、NTT 西日本殿が 285 円/芯/月と大きな値差があります。網使用料算定根拠によれば、別表のとおり、NTT 西日本殿に比べ NTT 東日本殿のほうが 1 芯あたりのコストが高い 2 芯ケーブル等の少芯ケーブルを使用している割合が高い一方で、芯線使用率は NTT 西日本殿が高くなっています。このことは NTT 東日本殿においては局内光ファイバが効率的に設置されていないことを意味しており、非効率性が反映された接続料を適用することは適切ではありません。NTT 東日本殿においては今後効率的に敷設いただくとともに、平成 24 年度接続料については NTT 西日本殿のケーブル構成比率や芯線使用率を用いて算定した額を適用すべきです。</p> <p>(2)ケーブル長について 光信号局内伝送路に係る平均ケーブル長に関しても今回の申請内容では、下表のとおりNTT東日本殿が 50.0m、NTT西日本殿が 41.4mとなっており、過去も同様の傾向となっています。同じ収容ビル内</p>	<p>○ 当社の局内光ファイバ接続料がNTT西日本に比べて高くなっている主な要因としては、ケーブルの平均距離がNTT西日本に比べて長いこと、及びケーブルの芯線使用率がNTT西日本に比べて低いことが挙げられます。 ケーブルの平均距離に関しては、首都圏を中心とし土地が狭く局舎の階数が高いため、複数のフロアにコロケーションスペースが存在する当社の方が、NTT西日本に比べてフロアをまたがりケーブルが敷設されるケースが多く、結果としてケーブルの平均距離が長くなっているものと考えます。 また、敷設するケーブルの種別は、原則他事業者から申込みのあった芯線の直近上位のものを選択していますが、近年、他事業者から物理的な最低単位である2芯ケーブルに対して、芯線使用率が50%となる1芯単位での申し込みがNTT西日本に比べて多くなっており、結果として芯線使用率が低くなっているものと考えます。 なお、接続料は、実際の設備に係るコストをご負担いただくことが基本であることから、当社ではなくNTT西日本のケーブル構成比率や芯線使用率を用いるといった算定は不適切であると考えます。 <参考>芯線数の構成比比較</p>	<p>○ 接続料算定の適正性を確保するためには、利用の実態に応じ、常に設備の効率的な設置・管理に努めることが適当である。 光信号局内伝送機能に係る接続料は、実績原価方式に基づき、NTT 東西それぞれの費用と需要に基づいて個別に算定されている。NTT 東日本の再意見にあるとおり、両社における設備構成の差異等には以下のとおり一定の理由があり、非効率性が存在するとまでは言い切れないことから、1社の設備構成比率や芯線使用率に合わせて他社の接続料算定を行うことは適当ではない。 ① NTT 東西間の平均ケーブル長の差異については、NTT 東日本エリア NTT 西日本エリアにおける地理的条件の差異による点があることもあるため、算定根拠に記載されている平均ケーブル長の差異をもって直ちに非効率性が存在するとまではいえない。 ② ケーブル構成比率や芯線使用率については、接続事業者から申込みを受けたことによる敷設状況や利用状況によって変動するため、算定根拠に記載されているケーブル種別構成比と芯線使用率の東西間の差異をもって、直ちに非効率性が存在するとまではいえない。</p>

に設置する伝送路でありながら、NTT 東西殿間で差が生じる要因について検証し非効率な部分があれば是正すべきです。

芯線長(単位m)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度 (今回)
NTT 東日本殿	48.1	49.4	50.0
NTT 西日本殿	42.6	41.9	41.4

別表(光信号局内伝送機能4 1))

NTT 東日本殿						
ケーブル種別	2芯ケーブル	4芯ケーブル	6芯ケーブル	8芯ケーブル	16芯ケーブル	24芯ケーブル
年経費／芯 ①	5,629	3,528	2,942	2,540	1,982	1,797
月額2(①÷12)／芯	469	294	245	212	165	150
芯線数の構成比	74.4%	14.7%	3.6%	2.0%	3.6%	1.0%
芯線使用率	0.729					

NTT 西日本殿						
ケーブル種別	2芯ケーブル	4芯ケーブル	6芯ケーブル	8芯ケーブル	16芯ケーブル	24芯ケーブル
年経費／芯 ①	4,591	2,886	2,43	2,080	1,627	1,478
月額2(①÷12)／芯	383	241	200	173	136	123
芯線数の構成比④	64.8%	18.6%	6.2%	4.0%	5.2%	0.7%
芯線使用率	0.794					

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

意見19 マンション等に設置された光屋内配線について、指定設備化の議論を開始し、コストベースで料金算定を行うことにより、低廉化を図るべき。

○ 3. ビル／マンション等に設置された NTT 東西殿の光屋内配線使用料について

専用サービスに係る通信路設定伝送機能の接続料が値上げ申請されていることからも分かることおり、専用サービス等のレガシー系サービスはアクセスを光ファイバとするIPやイーサネット系サービスへの移行が進んでおります。また、それに伴い加入光ファイバ回線の需要も伸び料金の低廉化が進んでいますが、現状で低廉化しているのはビル等に設置された光屋内配線を除いた部分のみとなっています。ビル等に設置された光屋内配線使用料については NTT

①NTT東日本					
	2芯ケーブル	4芯ケーブル	6芯ケーブル	8芯ケーブル	16芯ケーブル以上
使用芯線数	93,538	25,695	6,630	3,729	7,650
敷設芯線数	140,050	27,744	6,852	3,816	9,720
収容率	66.8%	92.6%	96.8%	97.7%	78.7%
構成比	74.4%	14.7%	3.6%	1.0%	5.2%
計					137,242

②NTT西日本					
	2芯ケーブル	4芯ケーブル	6芯ケーブル	8芯ケーブル	16芯ケーブル
使用芯線数	82,789	29,886	10,373	6,622	8,090
敷設芯線数	112,554	32,300	10,776	6,856	11,080
収容率	73.6%	92.5%	96.3%	96.6%	73.0%
構成比	64.0%	18.0%	5.2%	4.0%	6.4%
計					137,770

③差分(①-②)					
	2芯ケーブル	4芯ケーブル	6芯ケーブル	8芯ケーブル	16芯ケーブル
使用芯線数	10,739	▲4,191	▲3,745	▲2,893	▲440
敷設芯線数	27,496	▲4,556	▲3,924	▲3,040	▲1,980
収容率		▲6.8pt	0.1pt	0.5pt	5.7pt
構成比	8.6pt	▲2.7pt	▲2.8pt	▲1.8pt	▲6.4pt
計					▲528

(NTT東日本)



再意見19

考え方19

○ マンション等に設置された光屋内配線については、ブロードバンド答申で示されたとおり、マンション向け光屋内配線の3種類の設置形態のうち光ファイバを用いて各利用者宅まで屋内配線を敷設する方式である光配線方式の割合が約17%(NTT 東日本)、約 16%(NTT 西日本)に留まっており(いずれも平成 23 年 3 月末時点)、NTT 東西の FTTH シェアとマンション向け屋内配線のシェアは依然連動しているとはいえない。このため、光屋内配線の法的位置づけを変えるまでには至っていないと考えられることから、一種

<p>東西殿の接続約款に規定されているものの、「専用サービス契約約款の高速デジタル伝送サービスの1.5Mb/s用の場合の屋内配線専用料を2で除した額を適用します。」となっており、月額1,000円/芯のまま改定されない状況となっています。</p> <p>「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」情報通信審議会答申(平成21年10月16日)で示されているとおり、屋内配線は「アクセス回線の一部を構成する設備であり、サービスを事業者が提供しそれを利用者が享受する上で、その利用が事業者・利用者双方にとって不可欠となる設備」です。レガシー系サービスをIP・イーサネット系サービスに円滑に移行させるためにも、ビル等に設置された光屋内配線についても指定設備化の議論を開始し、戸建向けの光屋内配線と同様にコストベースで料金を算定する等により低廉な料金で提供する必要があります。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>ヨン向け屋内配線は一種指定設備に該当すると整理する必要はない旨示されており、現段階においてもその状況に変わりはないことから、当該の屋内配線を第一種指定電気通信設備にする必要はないと考えます。</p> <p>その上で、当該屋内配線の料金はユーザ料金準用と整理されており、その後の状況に変わりがないことから、見直す考えはありません。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>指定設備として指定する必要性については、引き続き状況を注視していくことが適当である。</p> <p>以上の状況を踏まえると、当該屋内配線に係る接続料にユーザ料金が準用されている点については、現時点で問題となる点は見あたらない。</p> <p>ただし、今後光屋内配線の低廉化が進み、準用先の高速デジタル伝送サービスとコスト構造が大きく異なることが明らかになった場合には、接続約款に規定されている接続料の適正性を確保する観点から、必要な見直しを行うことが適当である。</p>
<p>意見20 分岐端末回線と光屋内配線に係る工事費等について、同日同時刻に工事を実施し、分岐端末回線から屋内配線まで1本の光ファイバを利用する引き通し形態での工事が主流となっていることから、一体化したメニューを設定すべき。また、加算額等についても、一体化したメニューを設定すべき。</p>	<p>再意見20</p>	<p>考え方20</p>
<p>○3. 各項目に関する意見(光ファイバにかかるもの) 【分岐端末回線と屋内配線にかかる工費費等の一体メニューの設定】</p> <p>分岐端末回線から屋内配線までの工事については、現在は同日同時刻に工事を実施し、分岐端末回線から屋内配線まで1本の光ファイバを利用する引き通し形態での工事が主流となっています。当社においては、ほぼ全て引き通し形態で工事を実施してお</p>	<p>○ <新設に係る工事費について></p> <p>引き通しの形態であっても、分岐端末回線接続工事費は分岐端末回線におけるクロージャ内の芯線の接続に関わる工事費用、光屋内配線新設工事費は光屋内配線及び光コンセントの設置に関わる工事費用となっており、重複する工程はありません。また、光屋内配線の新設工事は壁面より内部を対象範囲としていることから、キャビネット</p>	<p>○ NTT東西からの再意見にあるとおり、分岐端末回線接続工事費と光屋内配線新設工事費については、同日同時刻に工事を行う引き通しの形態であっても重複する工程はなく、キャビネットを設置し、分岐端末回線と光屋内配線に係る工事を別々に行う形態と比べ、作業の効率化に影響が生じるものではない。</p> <p>また、分岐端末回線の加算料と光屋内配線の</p>

<p>り、NTT東・西においても引き通し形態が大部分を占めている状況です。(平成22年度実績における引き通し形態の割合 NTT東日本:95.0%、NTT西日本:90.7%)</p> <p>現在、分岐端末回線と屋内配線の工事費については別建てとなっていますが、引き通しの場合には、分岐端末回線部分と屋内配線部分をまとめて工事するため、キャビネットを設置する形態と比べてトータルの作業を効率化できているはずです。そのため、各工事にかかる作業の内容と係る費用について詳細に検証し、引き通しの形態で分岐端末回線と屋内配線を一体で設置する場合の工事費メニューを新たに設定することにより、工事費の低廉化を図るべきです。</p> <p>同様に、分岐端末回線の加算料と屋内配線の加算額についても、引き通しの場合はまとめて保守(張り替え保守)を行うことが原則であることから、これらを一体化したメニューを設定し、料金の低廉化を図る必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>ット設置の有無に影響は受けないものと考えています。したがって、分岐端末回線と光屋内配線を一体で設置する場合の工事費メニューを設定する必要はないものと考えます。</p> <p><分岐端末回線と屋内配線に係る利用料について></p> <p>引き通し形態の場合に故障が発生した際、お客様のご要望や建物形態によるものの、基本的には、極力既存設備を有効活用する観点から、壁面にキャビネット設置し、分岐端末回線または光屋内配線のいずれか故障した芯線を張り替えることとしています。この場合の故障修理稼働は、キャビネット設置形態の場合と殆ど差異がないため、改めて、分岐端末回線と屋内配線を一体化した利用料を設定する必要はないものと考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>加算額を別々に分けている点についても、分岐端末回線の故障が発生した際に、既存設備を有効活用する観点から、壁面にキャビネット設置し、分岐端末回線または光屋内配線のいずれか故障した芯線を張り替える対応をとっていることに鑑みると、コストの最小化を図る意味で一定の合理性がある。</p> <p>このため、いずれの場合であっても、分岐端末回線と光屋内配線を一体化したメニューを新設する必要性は直ちには認められない。</p>
<p>意見21 光屋内配線加算額の算定における故障修理時間や平均的な使用期間について、技術習熟による作業の合理化や光コンセント化といった現状の設置実態に即した数値に見直すべき。</p>	<p>再意見21</p>	<p>考え方21</p>
<p>○【屋内配線の加算額算定に用いるパラメータの見直し】</p> <p>屋内配線の加算額においては、分岐端末回線の加算料と一体化したメニュー設定を行うか否かに関わらず、算定に使用している故障修理時間や平均的な使用期間を実態に合わせて見直し、低廉化を図るべきです。</p> <p>故障修理時間については、過去の算定根拠を見ても、今回の申請案と同様3.1時間となっており、導入当初から全く見直しがなされておりません。NTT東・西のフレッツ光や競争事業者によるシェアドアクセス</p>	<p>○ 光屋内配線使用料の算定に使用している故障修理時間については、平成21年度に特別調査にて把握したものですが、その時点で光サービス開始後8年が経過しており、既に十分な技術習熟が進んでいることに加え、その後において新たな工法の開発などの環境の変化がないことから、見直しは実施していません。</p> <p>また、平均的な使用期間については、当社がユーザー宅内に設置する光屋内ケーブルの耐用年数が10年であることや、当時の直近データを用いて推計した耐用年数をもとに10年と設定したもので</p>	<p>○ 光屋内配線使用料の算定に使用している故障修理に係る作業時間については、引き通し形態の光屋内配線が増加したこと、光ファイバの材質の向上などにより故障原因が変化していることなどを踏まえ、適時に再計測を行い、必要に応じて作業時間の見直しを行うことが適当である。</p> <p>○ 平均的な使用期間を10年としている点については、平成22年3月29日付当審議会答申において、NTT東西が過去の保守実績等から屋内配線の使用年数を算出していることは適切とした上</p>

<p>が展開されてから時間が経過しており、故障対応時における技術習熟によって作業合理化がなされていることを踏まえると、当該時間は短縮可能であり、直ちに見直すべきと考えます。</p> <p>また、平均的な使用期間(10年)についても、現在は光屋内配線の光コンセント化が進み、光ファイバが壁内に収容されているために露出されない等、屋内配線の整備状況は改善しているため、ONU直付け時に比べて平均的な使用年数は伸びていると考えられます。平成22年3月29日情報通信行政・郵政行政審議会答申(「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(次世代ネットワークに係る平成22年度の接続料の改定及び電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る接続約款の措置)」)における総務省の考え方においても、「(前略) 最近では引き通し形態で設置する事例が増加するといった事情の変化も生じていることから、NTT東・西においては常に実態に即した使用年数を用いることが必要である。」と示されていることも踏まえ、現状の屋内配線の設置実態に即した数値に見直すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>すが、現時点、それらの状況に大きな変化がないことから、見直しは実施していません。</p> <p>なお、光ファイバが壁内に収容されるか否かは建物の構造に起因するものであり、光コンセント化が進んだからといって必ずしも光屋内配線の平均的な使用年数が伸びるものではないと考えます。</p> <p>(NTT 東西)</p>	<p>で、「最近では引き通し形態で設置する事例が増加するといった事情の変化も生じていることから、NTT 東西においては常に実態に即した使用年数を用いることが必要」との見解を示している。</p> <p>NTT 東西においては、引き通し形態の光屋内配線について光コンセント化が進むことにより、光ファイバが壁内に収容されるケースが増加し、平均的な使用期間の変化が認められる場合は、実態に即した使用期間に見直すことが適当である。</p>
<p>意見22 引き通し形態による既設光屋内配線の転用は十分に進んでおらず、転用することを前提としたルールの設定が必要。</p>	<p>再意見22</p>	<p>考え方22</p>
<p>○【既設屋内配線の転用促進】</p> <p>既設光屋内配線の転用については、エリアによって転用率に差がある状況が続いていることから、転用が十分に進んでいません。</p> <p>これは、前述のように、最近は大半が引き通し形態で光ファイバが設置されており、分岐端末回線部分の問題により転用ができない事例が多く存在するためと考えられます。具体的には、引込ケーブルの長さ</p>	<p>○ 当社は、大容量のクロージャ設置による同一クロージャ内でのスプリッタ接続の推進や転用率の高いエリアのノウハウを他の支店に共有する等、可能な限り分岐端末回線も含めた既設設備の有効活用に向けた取組みを実施しており、平成24年1月において、全エリア平均で転用工事のご注文のうち約9割は転用できている状況にあります。</p> <p>なお、スプリッタの設置場所が離れている等設備</p>	<p>○ 引き通し形態による既設屋内配線の転用ができる理由は、引込線部分の余長やクロージャーの容量が足りないといった配線等の物理的な問題から、別の場所に配線してほしいというユーザの個別ニーズまで様々であることから、課題解決に向けては、まずは転用を希望する事業者間による具体的な協議が行われることが望ましい。</p> <p>なお、既設光屋内配線の転用に当たり、NTT</p>

<p>が不足している場合や、設置されているクロージャの収容数が過少なために収容不可となる場合などが挙げられます。</p> <p>そのため、分岐端末回線部分を含めて転用することを前提としたルールの設定が必要であり、NTT東西においても、ケーブルの余長やクロージャの容量等について、転用が可能となるよう、設備設計の是正を図る必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>上のやむをえない理由や、既設の屋内配線とは別の場所に配線してほしいとのお客様要望により、一部転用ができない場合がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、過剰なケーブル余長の確保は、ケーブルの垂れ下がりにつながることもあり安全面での問題があるため、こういった安全性等も考慮しつつ、当社としても引き続き、既設設備の有効活用に向けた取組みに努めていく考えですが、具体的な課題を提示いただきながら、解決に向けて協議を進めていく考えです。</p> <p>(NTT 東日本)</p>	<p>東西から示されたような個別事情があることを踏まえても、エリアによって転用率に有意な差が継続して生じている場合には、エリアにおける NTT東西側の現場レベルでの対応に何らかの差が生じている可能性も否定できないことから、当事者間で協議を行い、例えば、転用率が高いエリアをカバーする支店で積まれたノウハウを転用率の低いエリアをカバーする支店にも共有するなど、転用ルールの円滑な運用を促進していくことが適当である。</p>
意見23 既設の光屋内配線の転用ができず、光コン	再意見23	考え方23

<p>セントのみを再利用するケースにおいては、光屋内配線新設工事費から光コンセントに係る費用を除外すべき。</p>		
<p>○【屋内配線転用がない場合における屋内配線工事費に係る光コンセント費用の除外】</p> <p>NTT東・西のフレッツ光を廃止し、当社シェアドアクセスの開通を行う際、本来であれば、前述のとおり屋内配線を転用すべきですが、お客様宅内の状況等によっては、屋内配線の転用が出来ず、お客様宅内に設置されている光コンセントのみを再利用しているケースがあります。当該ケースにおいては、光コンセントに係る費用は発生しないことから、転用がない場合における屋内配線工事費から光コンセント費用を除外すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 通常、光コンセントを再利用する場合は、光屋内配線も同時に転用するケースが殆どであり、ご指摘の光屋内配線の転用を行わずに光コンセントのみを再利用するケースは、引き通し形態において屋外設備の都合により再度光屋内配線を敷設せざるを得ない等の限られたケースであると認識しています。</p> <p>したがって、光屋内配線が転用されない場合には、光コンセントを新たに設置するケースもあれば再利用するケースもあり、これによって料金適用を変えることは、工事結果に基づく実施件数を現場で把握し、管理するといった運用上の稼働増加が想定されるとともに、料金請求システムへの新たな料金テーブルの設定等が必要となります。</p> <p>当社としては、具体的な要望があれば、これらの影響を考慮した上で実施の可否も含め検討していく考えです。</p> <p>(NTT 東西)</p>	<p>○ 現時点においては、NTT 東西の再意見にあるとおり、既設の光屋内配線の転用を行わず、光コンセントのみを再利用して光屋内配線を新設するケースは限られており、運用上の課題や料金請求システムに係る負担を考慮すると、直ちに新たなメニューを設定する必要があるとは認められない。</p> <p>ただし、今後の環境変化等によりこのようなケースが増える場合には、接続料算定の適正性や負担の公平性の観点から、必要に応じ、新たなメニューの設定に関して関係事業者間で協議を行うことが適当である。</p>
<p>意見24 宅内工事を行わない既設光屋内配線工事メニューを早期に実現し、サービス利用開始までの期間の短縮や工事費の低減を実現すべき。</p>	<p>再意見24</p>	<p>考え方24</p>
<p>【無派遣工事の設定・利用の促進について】</p> <p>光コンセント設置済みの戸建て住宅の場合は、基本的に宅内工事を必要としないため、平成23年3月29日情報通信行政・郵政行政審議会答申における総務省の考え方¹でも示されたとおり、早期に宅内工事を行わない既設光屋内配線工事メニューを設定・利用することでサービス利用開始までの期間の短縮や工事費の低減を実現すべきです。</p> <p>しかしながら、NTT東日本においては無派遣工事メニューが設定されているにもかかわらず、ユーザー毎</p>	<p>○ 宅内無派遣工事については、これまで当社が宅内派遣工事で実施していた工事完了後の正常性の確認を他事業者に実施していただくことになるため、確認結果を当社に連絡していただく方法等の整理が必要であることから、現在、具体的な運用方法等について協議を行なっているところです。</p> <p>また、今回新たにご指摘いただいた「ユーザー毎の光コンセントの有無についての管理、把握が徹底されていないなどの理由で、実際に利用できない」とのご意見については、今後、協議の中で具体</p>	<p>○ 平成 23 年3月 29 日付当審議会答申に示したとおり、宅内工事を行わない既設光屋内配線工事メニューの導入は利用者利便の向上にも資するものであることから、早期実現に向けて積極的な対応を行うことが適当である。このため、具体的課題が出切る限り速やかに解決されるよう、引き続き関係事業者間で協議を行うことが適当である。</p>

<p>の光コンセントの有無についての管理、把握が徹底されていないなどの理由で、実際に利用できないメニューになっています。また、NTT西日本においては未だに運用フロー等が整理できていないとの理由で、メニュー自体が設定されていない状況です。</p> <p>NTT東・西は早期に無派遣工事メニューの設定を行い、実際の利用を進めることにより、早期にユーザー利便の向上を図る必要があると考えます。</p> <p>1 『総務省』平成23年3月29日答申「情報通信行政・郵政行政審議会答申における総務省の考え方」 「宅内工事を行わない既設光室内配線工事メニューの導入は、利用者利便の向上にも資するものであることから、NTT西日本においてもその実現に向けて早期に取り組むことが適当である。」</p> <p>(KDDI)</p>	<p>的な課題等を提示いただければ、解決に向けて協議を進めていく考えです。 (NTT東日本)</p> <p>○ 無派遣メニューについては、KDDIとの間で、当社から運用上の課題を提示させていただき、確実に実行できる運用フローとすることを見据え、課題解決に向けた具体的な協議を実施しているところですが、現在、KDDIからも課題の効果的な解決方法についてご提示いただけていない状況です。当社としては、引き続き無派遣工事メニューの円滑な実現に向けて、協議を実施していく考えですが、KDDIからも課題解決に向けた積極的なご提案をいただきたいと考えております。 (NTT西日本)</p>	
	<p>再意見25</p> <p>○ 携帯でんわについての意見なんですが、移動しながらの通話を規制してはいかがでしょうか？運転中、歩行中の安全確保、公共マナーの確立、電波の確保。GPS機能を使えば可能なような気がします。案件違いでしたらごめんなさい。 (個人)</p>	<p>考え方25</p> <p>○ 本件は今回の諮問とは関係がないことから、参考意見として承る。</p>

平成24年3月29日

総務大臣
川端達夫殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 高橋温

答申書(案)

平成24年1月23日付け諮問第3036号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(両社を指して、以下「NTT東西」という。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する(括弧内は別添において対応する当審議会の考え方)。
 - (1)総務省において、移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方について、平成23年12月20日付情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」を踏まえ、具体的な検討を行うこと(考え方1)。
 - (2)NTT東西に対し、移行の進展に伴うトラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることを要請すること(考え方1)。
 - (3)NTT東西に対し、NTT東日本が平成23年度第3四半期以降に特別損失に係る見積差額を特別利益として計上する場合には、第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する観点から、平成25年度接続料の基となる接続料原価の算定において、平成24年度接続料の算定と同様、必要な減算を行うことを要請すること(考え方9)。
 - (4)NTT東西に対し、第一種指定電気通信設備の回線管理運営費に影響するシステム更改に関し、

以下の事項を要請すること(考え方11)。

- ① システム更改の必要性について、接続事業者に対し合理的な説明を行うよう努めること。
- ② コストの予見性及び適正性を検証する観点から、あらかじめ必要な情報開示を行うこと。
- ③ 接続事業者においてもシステム改修等が必要になるとことから、新システム移行時期及び旧システムとの並行運用期間に關し、当該事業者との協議を踏まえて検討を行うこと。

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 江部 努

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 大竹 伸一

2. 申請年月日

平成24年1月17日(火)

3. 実施予定期日

認可後、速やかに実施。

4. 概要

専用線等の実際費用方式を適用する平成24年度の接続料及びその他手続費等の改定等を行うもの。

II 主な変更内容

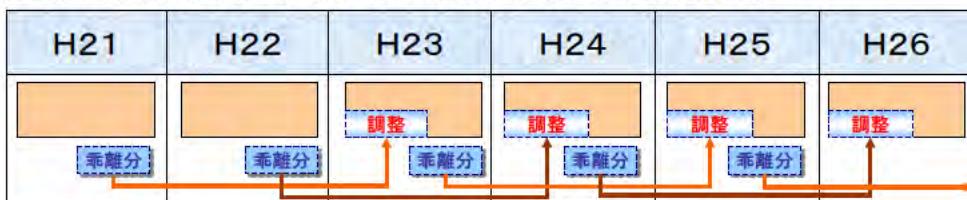
接続料

1. 概要

実績原価方式を適用する平成24年度の接続料については、平成22年度の接続会計、回線数及び報酬率等に基づき改定しており、全体で前年度比0.5%の減少となっている(NTT東日本は同2.1%の増加、NTT西日本は同3.2%の減少(収入ベース、調整額(※)加算後))。

※ 平成24年度の接続料の算定に当たっては、平成22年度の実績に基づき接続料を算定した上で同年度接続料収入との乖離分について「調整額」として平成24年度接続料の原価に算入しているものである。本申請概要においては、特に注記のない場合は、調整額加算後の数値を記載している。

調整額のイメージ



(1) 実績原価方式による改定額(単位:億円)及び改定率(収入ベース)

	平成23年度の改定額及び改定率(①-②)					
			(①)平成24年度の接続料適用収入*		(②)平成23年度の接続料適用収入*	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
合計	16 (2.1%)	▲24 (▲3.2%)	799	726	783	750
専用線合計	11 (1.7%)	▲34 (▲5.2%)	694	624	683	658
ドライカッパ ラインシェアリング	6 (1.6%)	3 (0.8%)	372	346	366	343
中継ダークファイバ	▲13 (▲25.1%)	▲16 (▲29.3%)	37	40	50	56
接続専用線	18 (6.8%)	▲21 (▲8.0%)	285	238	267	259
公衆網合計	5 (4.9%)	11 (11.8%)	105	102	100	92

* 平成23年度予測回線数及びトラヒック等をベースに収入を試算(調整額加算後)。

(2) 平成24年度の主な接続料と現行(平成23年度)接続料との比較

	単位 (月額)	平成24年度(カッコ内は調整前)		平成23年度		
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
		特損算入後※5	特損算入前			
ドライカッパ※1	1回線ごと※3	1,298円 (1,304円)	1,273円 (1,292円)	1,354円 (1,362円)	1,272円	1,343円
ラインシェアリング※1	1回線ごと※3	88円 (82円)	86円 (81円)	89円 (88円)	77円	81円
中継ダークファイバ	1回線・ 1メートルごと	0.597円 (0.957円)	0.586円 (0.952円)	0.715円 (1.072円)	0.797円	1.012円
メディアコンバータ <1Gb/s>※2	1回線ごと	1,359円 (1,152円)	1,328円 (1,136円)	366円 (1,311円)	292円	1,690円
GE-PON <1Gb/s>※2	1装置ごと	1,685円 (2,750円)	1,629円 (2,722円)	1,909円 (2,534円)	2,793円	2,012円
デジタルアクセス <1.5Mb/s・MA内>※2	1回線ごと※4	45,324円 (40,656円)	44,218円 (40,092円)	30,468円 (33,889円)	43,444円	33,152円

*1 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理。*2 タイプ1-2:全日・昼間帯故障修理。

*3 回線管理運営費を含む。*4 端末回線伝送機能を含む。*5 災害特別損失については、後段5を参照。

2. 回線管理運営費の算定(回線管理運営費の平均化)

回線管理運営費については、平成16年度から平成23年度までの再計算においては、接続機能ごとに接続料を設定すると料金水準に大きな差が生じる状況にあったことから、回線管理に係る原価を接続機能ごとに算出するのではなく、ラインシェアリングとそれ以外の接続機能において管理事務の内容が異なることを踏まえ、①全接続機能において発生する費用、②ラインシェアリングのみで発生する費用、③ラインシェアリング以外で発生する費用ごとにそれぞれ単金を算出し、それに基づいて回線管理運営費を設定していたところ。

この状況は、平成24年度においても当てはまるところから、同様の方法により算定するため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

■ 平均化した単金(月額)

	ラインシェアリング		ドライカッパ・光ファイバ・PHS基地局回線	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平成24年度回線管理運営費 (カッコ内は調整前)	50円 (47円)	55円 (55円)	51円 (54円)	60円 (68円)
平成23年度料金との差	+8円	+9円	+9円	0円

【参考】接続機能別単金(月額)

	ラインシェアリング		ドライカッパ		光ファイバ		PHS基地局回線	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平成24年度回線管理運営費 (カッコ内は調整前)	47円 (43円)	44円 (44円)	43円 (46円)	50円 (57円)	121円 (124円)	234円 (241円)	56円 (58円)	34円 (42円)
平成23年度料金との差	+8円	+8円	+4円	▲7円	+25円	+43円	+8円	▲1円

3. 公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の算定

公衆電話機能の接続料原価については、当該機能に係るNTSコストを段階的に加算することが可能(平成21年度以降は100%加算可能)とされている。

他方、当該NTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路費用については、加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入が可能(平成23年度以降はその全額が算入可能)とされているため、それ以外のNTSコストを公衆電話機能の接続料原価に加算して算出している。

■ 公衆電話機能

区分	単位	平成24年度接続料(カッコ内は調整前)		平成23年度接続料	
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本
		特損算入後※2	特損算入前		
公衆電話発信機能	3分 当たり	161.93円 (139.88円)	160.07円 (138.94円)	165.80円 (132.44円)	179.55円 138.76円
うちNTSコスト見合い	3分 当たり	7.63円 (5.92円)	7.43円 (5.81円)	7.65円 (5.92円)	7.31円 6.66円
減算措置対象のFRT-GC間 伝送路コスト見合い ※1	3分 当たり	3.22円	3.15円	3.74円	3.10円 3.55円
デジタル公衆電話発信機能	3分 当たり	101.65円 (90.16円)	100.67円 (89.68円)	158.45円 (123.37円)	110.36円 130.84円
うちNTSコスト見合い	3分 当たり	1.31円 (0.90円)	1.30円 (0.88円)	1.78円 (1.13円)	1.12円 1.49円
減算措置対象のFRT-GC間 伝送路コスト見合い ※1	3分 当たり	1.53円	1.49円	2.38円	1.39円 2.14円

※1 数値は調整前・貸倒損失算入前。

※2 東日本大震災の発生時における公衆電話の無料化によりトラヒックが急激に増加したことから、平成24年度の公衆電話機能の接続料は低下しているものの、調整額の適用により、後年度において接続料が上昇する可能性がある。

4. 貸倒率の改定

接続料債務の不履行リスクの扱いのうち、管理部門において発生した貸倒損失の扱いについては、平成18年度接続会計以降、接続料原価の一部に算入することとされている。

【算定方法】 貸倒損失算入後原価 = 貸倒損失算入前原価 × (1 + 貸倒率)

平成24年度接続料については、平成22年度にNTT東西において貸倒実績が発生しなかつたことから、貸倒損失算入後の接続料原価は貸倒損失算入前の原価と同額となる。

5. 災害特別損失の扱い

本件申請については、接続料の算定に当たり、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて、平成23年度第2四半期で計上した当該費用に係る見積差額を減算した上で、これを算入した原価が用いられている。当該措置については、接続料規則に規定がないため、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている(※)。

なお、これらの費用の算入とそれを前提とした接続料の額の適否の判断は、情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成23年3月29日)において、「3月11日以降の東北地方太平洋沖地震への対応を受け、ドライカツパ接続料などレガシー系接続料に係るコストが変動することについては、一定の留意が必要である」との見解が示されている。

※ 特別損失については、電気通信事業会計規則上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されていない。接続料規則においては、接続料原価は、接続会計の設備区分別費用明細表に記載された費用とされている。このため、特別損失を接続料原価に算入するためには、接続料規則第3条ただし書の許可を受ける必要がある。

【NTT東西から示された理由】

今回の災害特別損失は、被災した第一種指定電気通信設備の除却損、撤去費用、応急復旧・現状復旧及び復旧に係る人的・物的支援に係る費用が大半であり、当該費用は第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用と同一のものである。したがって、接続料の算定に当たっては、平成23年度第2四半期で計上した当該費用に係る見積もり差額を減算した上で、当該費用を原価に含めることにより、第一種指定電気通信設備に係る費用の総額を適正に反映することとなり、もって接続料の適正な算定に資することが可能となるため

■災害特別損失の接続料原価への影響額

NTT東日本における、災害特別損失の具体的な金額及び接続料原価への影響は以下のとおり。

◇ 平成22年度決算に計上された災害特別損失:約191億円

→ うち電気通信事業に係るもの:約175億円

→ うち第一種指定電気通信設備管理部門に係るもの:約148億円

→ うち平成23年度第2四半期決算に特別利益として計上した見積もり差額(約43億円)を除いたもの:約104億円(被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するもの)

【参考】各機能の主な接続料

(1) 端末回線伝送機能

端末回線伝送機能	区分	単位 (月額)	平成24年度接続料(カッコ内は調整前)		平成23年度接続料				
			NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本			
			特損算入後	特損算入前					
端末回線伝送機能	通信路設定伝送機能を組み合わされるもの ※1	2線式のもの	1回線ごと	1,185円 (1,197円)	1,160円 (1,185円)	1,230円 (1,236円)	1,168円	1,218円	
	[ドライカッパ] ※1	回線管理運営費	1回線ごと	51円 (54円)	51円 (54円)	60円 (68円)	42円	60円	
		回線部分	1回線ごと	1,247円 (1,250円)	1,222円 (1,238円)	1,294円 (1,294円)	1,230円	1,283円	
	[ラインシェアリング] ※1	回線管理運営費	1回線ごと	50円 (47円)	50円 (47円)	55円 (55円)	42円	46円	
		MDF部分	1回線ごと	38円 (35円)	36円 (34円)	34円 (33円)	35円	35円	
	下部端末回線 [FTTR] ※1		1回線ごと	852円 (830円)	837円 (822円)	963円 (925円)	821円	918円	
	光信号伝送装置 [GE-PON] ※2	1Gb/s	1装置ごと	1,685円 (2,750円)	1,629円 (2,722円)	1,909円 (2,534円)	2,793円	2,012円	
	固定無線通信網終端装置 [FWA] ※2	46Mbp/s	1装置ごと	—	—	38,462円 (40,598円)	—	39,583円	
	【参考】 [メガデータネット] (主な品目のみ) ※3	3Mb/s	1回線ごと	5,531円 (5,306円)	5,443円 (5,260円)	6,418円 (6,423円)	6,078円	7,052円	
		6Mb/s	1回線ごと	7,049円 (6,659円)	6,928円 (6,613円)	7,903円 (7,875円)	7,438円	8,684円	
		12Mb/s	1回線ごと	8,291円 (7,766円)	8,143円 (7,720円)	9,118円 (9,063円)	8,598円	9,980円	
【参考】 光信号分岐端末回線の 加算料 ※1 ※3		キャビネットボックス を設置する場合	1回線ごと	287円 (337円)	285円 (336円)	329円 (372円)	310円	354円	
		光屋内配線と一体として 利用する場合	1回線ごと	274円 (331円)	273円 (330円)	317円 (367円)	—	—	
光屋内配線を利用する場合の加算額 ※2			1回線ごと	188円 (191円)	186円 (190円)	184円 (189円)	193円	193円	

※1 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理。 ※2 タイプ1-2:全日・昼間帯故障修理。

※3 平成24年度の光信号端末回線伝送機能等の設定(補正)を行うため別途接続料の変更申請が行われている。

(2) 光信号電気信号変換機能及び光信号多重分離機能

光信号電気信号変換機能 [メディアコンバータ] ※	区分	単位 (月額)	平成24年度接続料(カッコ内は調整前)		平成23年度接続料			
			NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本		
			特損算入後	特損算入前				
光信号電気信号変換機能 [メディアコンバータ] ※	100Mb/s	集線型 <16MCタイプ>	1回線ごと	1,516円 (4,642円)	1,397円 (4,582円)	2,031円 (3,769円)	2,063円	3,240円
		非集線型 <1MCタイプ>	1回線ごと	170円 (378円)	161円 (373円)	241円 (427円)	191円	365円
	1Gb/s	1Gb/s	1回線ごと	1,359円 (1,152円)	1,328円 (1,136円)	366円 (1,311円)	292円	1,690円
光信号多重分離機能 [局内スプリッタ] ※	局内4分岐のもの	1回線ごと	539円 (494円)	520円 (485円)	521円 (525円)	397円	475円	

※ タイプ1-2:全日・昼間帯故障修理。

(3) 端末系交換機能(東西均一料金)

区分	単位	平成24年度接続料(カッコ内は調整前)		平成23年度接続料
		特損算入後	特損算入前	
一般番号ポータビリティ実現機能	月額	8,666,667円 (9,500,000円)	8,250,000円 (9,333,333円)	26,000,000円
優先接続機能	1通信ごとに	0.0273円 (0.0212円)	0.0263円 (0.0207円)	0.0218円

(4) 中継伝送機能

区分	単位(月額)	平成24年度接続料(カッコ内は調整前)		平成23年度接続料	
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本
		特損算入後	特損算入前		
光信号中継伝送機能 〔中継ダークファイバ〕	1回線・1メートルごと	0.597円 (0.957円)	0.586円 (0.952円)	0.715円 (1.072円)	0.797円 1.012円

(5) 通信路設定伝送機能(主な品目のみ)

区分	単位 (月額)	平成24年度接続料(カッコ内は調整前)		平成23年度接続料	
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本
		特損算入後	特損算入前		
通信路設定伝送機能	一般専用 に係るもの 〔一般専用サービス〕	同一MA内の場合	1回線 ごと	6,592円 (5,924円)	6,412円 (5,836円)
		上記以外の場合	1回線 ごと	7,281円 (6,612円)	7,086円 (6,515円)
		10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線 ごと	80円 (110円)	80円 (110円)
	高速デジタル伝送 に係るもの 〔デジタルアクセス〕 ※	同一MA内の場合	1回線 ごと	6,241円 (5,610円)	6,070円 (5,525円)
		上記以外の場合	1回線 ごと	6,893円 (6,257円)	6,708円 (6,164円)
		10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線 ごと	80円 (100円)	80円 (100円)
	1.536Mb/s	同一MA内の場合	1回線 ごと	41,921円 (37,253円)	40,862円 (36,736円)
		上記以外の場合	1回線 ごと	57,569円 (52,781円)	56,174円 (52,072円)
		10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線 ごと	1,920円 (2,400円)	1,920円 (2,400円)
	ATM専用 に係るもの 〔ATM専用サービス〕 〔デュアルクラス〕	同一MA内の場合	1回線 ごと	156,975円 (122,011円)	153,944円 (120,496円)
		上記以外の場合	1回線 ごと	163,719円 (128,687円)	160,433円 (127,093円)
		10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線 ごと	800円 (950円)	640円 (950円)

※ タイプ1-1: 平日・昼間帯故障修理。

(6) データ伝送機能(主な品目のみ)

区分	単位 (月額)	平成24年度接続料(カッコ内は調整前)		平成23年度接続料	
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本
		特損算入後	特損算入前		
データ伝送機能 〔メガデータネット〕	500kb/s 〔クラス1〕	1回線 ごと	22,344円 (18,704円)	21,928円 (18,496円)	12,601円 (13,128円)
	6Mb/s 〔クラス2・最低伝送速度3Mb/s〕	1回線 ごと	127,997円 (107,016円)	125,591円 (105,813円)	70,923円 (73,713円)
	10Mb/s 〔クラス2・最低伝送速度5Mb/s〕	1回線 ごと	194,927円 (162,961円)	191,259円 (161,127円)	107,943円 (112,167円)

(7) 番号案内機能等

区分		単位	平成24年度接続料(カッコ内は調整前)		平成23年度接続料			
			NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本		
			特損算入後	特損算入前				
番号案内 サービス 接続機能	中継交換機等接続	1案内ごと	86円 (82円)	86円 (82円)	81円 (77円)	76円	75円	
	端末回線 線端等接続	加入電話から 発信する場合	1案内ごと	89円 (85円)	89円 (85円)	83円 (79円)	79円	78円
		ひかり電話から 発信する場合	1案内ごと	89円 (85円)	88円 (84円)	—	—	—
番号情報データベース登録機能		1番号ごと	—	—	4.25円 (5.58円)	—	6.95円	
番号情報 データベース 利用機能	一括でデータ抽出	1番号ごと	—	—	2.84円 (3.94円)	—	5.66円	
	異動データのみをデータ抽出	1番号ごと	—	—	4.31円 (5.69円)	—	7.17円	
番号案内先への通信実現機能		1通信ごと	88円 (80円)	88円 (80円)	78円 (67円)	110円	83円	

(8) 公衆電話機能

区分		単位	平成24年度接続料(カッコ内は調整前)		平成23年度接続料		
			NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	
			特損算入後	特損算入前			
公衆電話発信機能		1秒ごと	0.8996円 (0.7771円)	0.8893円 (0.7719円)	0.9211円 (0.7358円)	0.9975円	0.7709円
デジタル公衆電話発信機能		1秒ごと	0.5647円 (0.5009円)	0.5593円 (0.4982円)	0.8803円 (0.6854円)	0.6131円	0.7269円

(9) ルーティング伝送機能(地域IP網に係るもの)

区分		単位 (月額)	平成24年度接続料(カッコ内は調整前)		平成23年度接続料		
			NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	
			特損算入後	特損算入前			
特別収容局ルータ 接続ルーティング機能 〔収容局接続〕	LANインタフェース 10Gbit/s	東:1ポートごと 西:1装置ごと	729,167円 (979,167円)	708,333円 (968,750円)	691,667円 (1,133,333円)	666,667円	983,333円
	LANインタフェース 1Gbit/s	東:1ポートごと 西:1装置ごと	188,081円 (279,972円)	181,805円 (276,833円)	822,260円 (1,124,021円)	183,110円	1,007,846円
	LANインタフェース 100Mbit/s	1ポートごと	83,233円 (118,235円)	80,433円 (116,835円)	156,454円 (211,411円)	98,184円	226,645円
	ATMインタフェース	1ポートごと	95,367円 (153,443円)	91,390円 (151,455円)	104,283円 (154,235円)	105,313円	129,244円
特別中継局ルータ 接続ルーティング機能 〔中継局接続〕	LANインタフェース 1Gbit/s	東:1ポートごと 西:1装置ごと	188,081円 (279,972円)	181,805円 (276,833円)	822,260円 (1,124,021円)	183,110円	1,007,846円

工事費・手続費及びコロケーション料金等

1. 工事費・手続費の改定(主なもの)

(1) 工事費・手続費の算定に用いられる作業単金の改定

単位	平成24年度単金			平成23年度単金	
	NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
	特損算入後	特損算入前			
平日昼間・一人当たり・1時間ごとに	6,195円	6,178円	6,132円	6,233円	6,228円

(2) 光屋内配線に係る工事費の改定

区分	単位	平成24年度料金額			平成23年度料金額	
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
		特損算入後	特損算入前			
光屋内配線 工事費 ※1	光屋内配線を 新設する場合	1工事ごとに	18,395円	18,353円	18,208円	18,665円
	既設光屋内配線を 転用する場合 ※2	1工事ごとに	11,452円	11,435円	9,943円	12,157円
						10,441円

※1 工事の適用時間帯: 平日昼間の場合

※2 光コンセントを新設する場合であって、ONU の撤去に併せて既設光屋内配線工事を行う場合

2. 管路・とう道等の料金の改定

(1) 管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定

区分	単位	平成24年度適用平均料金 (カッコ内は調整前)			平成23年度適用平均料金	
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
		特損算入後	特損算入前			
管路	年額／条・m	187円 (231円)	184円 (230円)	180円 (214円)	183円	160円
とう道	年額／m	37,173円 (45,075円)	36,634円 (44,805円)	36,736円 (44,156円)	35,972円	32,349円
土地	年額／m ²	1,054円 (1,187円)	1,054円 (1,186円)	722円 (798円)	1,138円	767円
建物	年額／m ²	33,040円 (33,078円)	32,081円 (32,592円)	21,131円 (22,846円)	32,262円	21,304円

(2) 電柱使用料の改定

区分	単位	平成24年度適用平均料金 (カッコ内は調整前)			平成23年度適用平均料金	
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
		特損算入後	特損算入前			
電柱使用料	年額／1使用箇所	926円 (924円)	908円 (915円)	781円 (903円)	853円	836円

3. 個別負担の接続料(網改造料)等の算定に用いる諸比率の改定

(1) 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		平成 24 年度適用値			平成 23 年度適用値	
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
		特損算入後	特損算入前			
取付費比率 ※	交換機械設備	–	0.264	0.277	0.280	0.248
	電力設備	–	0.901	0.913	0.922	0.949
	伝送機械設備	–	0.163	0.203	0.160	0.197
	無線機械設備	–	0.278	0.329	0.299	0.557
諸掛費比率 ※	土地及び通信用建物	–	0.087	0.067	0.084	0.050
	土地及び通信用建物以外	–	0.006	0.005	0.005	0.006
共通割掛費比率 ※		–	0.085	0.048	0.081	0.078

※ 物品費等の実費に基づき算定されるため特損の影響はないもの。

(2) 年額料金の算定に係る比率

区分		平成 24 年度適用値			平成 23 年度適用値	
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
		特損算入後	特損算入前			
設備管理運営費比率 ※	端末回線伝送機能	0.047	0.046	0.046	0.049	0.049
	端末系交換機能	0.049	0.048	0.045	0.045	0.045
	中継系交換機能	0.063	0.062	0.040	0.068	0.038
	中継伝送機能	0.037	0.036	0.042	0.034	0.042
	通信料対応設備合計	0.048	0.046	0.044	0.044	0.044
	データ系設備合計	0.096	0.094	0.084	0.097	0.088

※ 除却費を個別に支払う場合以外の場合

(3) 電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率

区分		平成 24 年度適用値			平成 23 年度適用値	
		NTT東日本		NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
		特損算入後	特損算入前			
取付費比率 ※	受電設備	–	1.279	1.070	1.266	0.982
	発電設備	–	0.563	0.674	0.660	0.618
	電源設備及び蓄電池設備	–	0.906	0.957	0.917	1.008
	空気調整設備	–	1.765	1.951	1.750	1.937
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.053	0.050	0.043	0.047	0.043

※ 物品費等の実費に基づき算定されるため特損の影響はないもの。

審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、審査事項 16 の審査結果が適となることを前提として認可することが適當と認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手續、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	適	他事業者が接続の請求等を行う場合において、接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等について適正かつ明確に定められていると認められる。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手續、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手續、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手續、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	適	他事業者が接続に必要な装置を NTT 東日本及び NTT 西日本の通信用建物、管路、とう道及び電柱等に設置する場合の負担すべき金額について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、適正かつ明確に定められていると認められる。
7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る）を利用する場合において、①工事を行う手續、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して	適	他事業者が負担すべき工事費、手続費等について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、適

当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第4号及び審査基準第15条(1)オ)		正かつ明確に定められていると認められる。
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第5号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第6号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第7号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第8号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第15条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第9号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第10号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第11号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	一部 保留	本件は、接続料規則第21条の規定に基づき接続料の再計算を行い、これにより当該接続料の改定を行うものであり、料金表に定める接続料は、接続料規則第4章の規定に基づいて算定された原価に照らし、公正妥当なものと認められる。ただし、災害特別損失の扱いについては別紙のとおり意見招請結果等も踏まえて判断することが適当である。

17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	適	本件申請において、自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

(別紙)

災害特別損失の扱いについて

本件申請については、接続料の算定に当たり、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて、平成23年度第2四半期で計上した当該費用に係る見積差額を減算した上で、これを算入した原価が用いられている。当該措置については、接続料規則に規定がないため、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。これらの費用の算入とそれを前提とした接続料の額の適否の判断は、意見招請結果等も踏まえて行うことが適当である。